

「いしかわ男女共同参画プラン2026」(案)

-あなたもわたしも自分らしく生きられる石川へ-

石 川 県

目 次

第1章 計画の趣旨	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	3
3 計画の期間	3
第2章 計画の背景	4
1 石川県の状況	4
2 世界、国、石川県の動き	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 石川がめざす男女共同参画社会（3つのC）	31
3 プランの体系	32
第4章 施策の方向と概要	35
I 社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する機会(Chance)が得られる社会	35
取組1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画の推進	35
取組2 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進	38
取組3 地域社会における男女共同参画の推進	43
II 誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして、個々の状況に寄り添い配慮(Care)する社会	45
取組4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり	45
取組5 生涯を通じた健康づくりの支援	50
取組6 災害の教訓を生かした男女共同参画の視点の反映	53
III 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を相互に理解(Communication)し合う社会	55
取組7 根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消	55
取組8 「国際社会の中の日本」「日本の中の石川」という比較の視点の反映	58
第5章 計画の総合的な推進	60
1 県における推進体制	60
2 市町との連携	61
3 国との連携	61
4 関係機関、民間団体、企業等との連携	61
5 職員研修の充実等	61
6 県民への期待	61
7 計画の進行管理	61
8 数値目標（別表）	61

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、これまで国の「男女共同参画社会基本法」や「石川県男女共同参画推進条例」に規定する県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン 2021」に基づき、すべての人が性別による差別的取扱いをされることなく、個性と能力を発揮する機会や社会の対等な構成員として、政策や方針決定に共同して参画する機会が得られるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に推進してきました。

今般、現行プランの策定から5年を迎え、本県の現状を見ると、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、女性管理職率は全国38位となっており、方針等の立案決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。子育てや介護をはじめとしたライフイベントに際し、女性に負担が偏ることによる仕事と家庭の両立のしづらさや、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行から、女性のキャリア形成が困難となる状況も伺えることから、家庭内の理解・協力や、職場においてはライフステージに応じた働きやすさの配慮が求められています。

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、安全かつ安心して暮らせることが不可欠ですが、性犯罪、性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が、それを妨げる大きな要因となっています。暴力は、個人の尊厳を踏みにじるとともに、加害者との関係性から誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいという側面もあり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。近年は、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しています。

経済社会においては、男女が置かれた状況の違いから、女性は経済的困難や教育・就労の機会の不平等、地域社会での孤立等、様々な困難に陥りやすいことが懸念されるほか、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨では、避難所等で女性に配慮した対応が十分とはいえない状況だったことから、男女共同参画の視点を取り入れた防災等の取組について課題が浮き彫りとなり、平常時からの一層の取組の重要性も指摘されております。

こうした背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）(*1)が存在し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組において、大きな障壁となっています。無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、往々にして幼少の頃から親や学校の先生を含めた身近な人間関係やSNS・メディアなど、周囲からの様々な影響を受けることで形成されることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であるとともに、成人に対しても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

本計画は、これらの現状や、国が策定する男女共同参画基本計画も踏まえ、すべての人が自分らしく生きられるよう、あらゆる分野において誰もが個性と能力を発揮する機会が与えられ、健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして寄り添い配慮するとともに、多様な価値観を相互に理解し合う社会を目指し、新たに策定し、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

*1 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分では気づいていない「ものの見方等のゆがみ・偏り」を指し、本人は意識しづらく、ゆがみ・偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。（内閣府パンフレット「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて」より）

2 計画の性格と役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示しています。

本計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が活かされるよう、積極的に取組を推進します。

また、国に対して、県の取組に対する積極的な支援・協力を求めるとともに、市町に対して、本計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけます。

さらに、県民や事業者に対しては、本計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合には、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

第2章 計画の背景

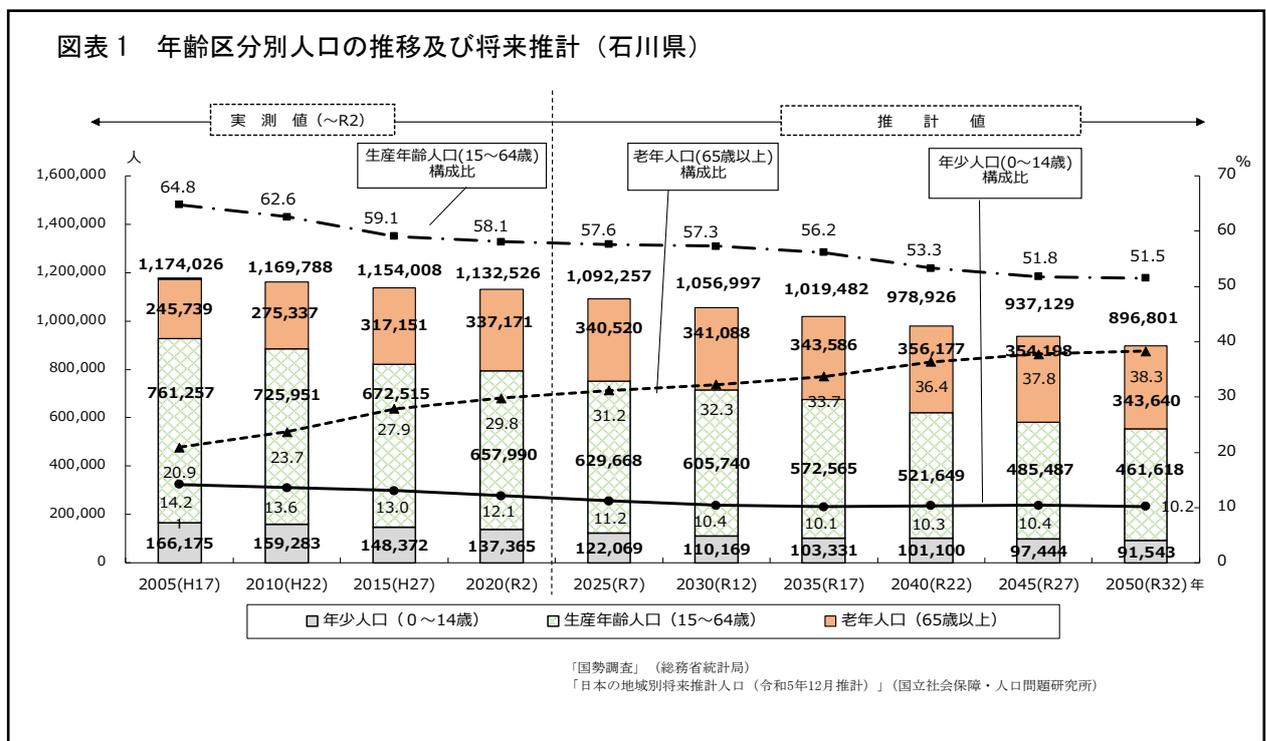
1 石川県の状況

(1) 少子高齢化と生産年齢人口の減少

国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、石川県の総人口は令和32年に約89万7千人となる見込みで、今後も人口減少は進行すると予測されています。（図表1）

人口全体に占める年齢区別の構成比をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、令和2年の約3割から、令和32年には約4割に上昇すると推計されています。また、働く年齢の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など、県民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

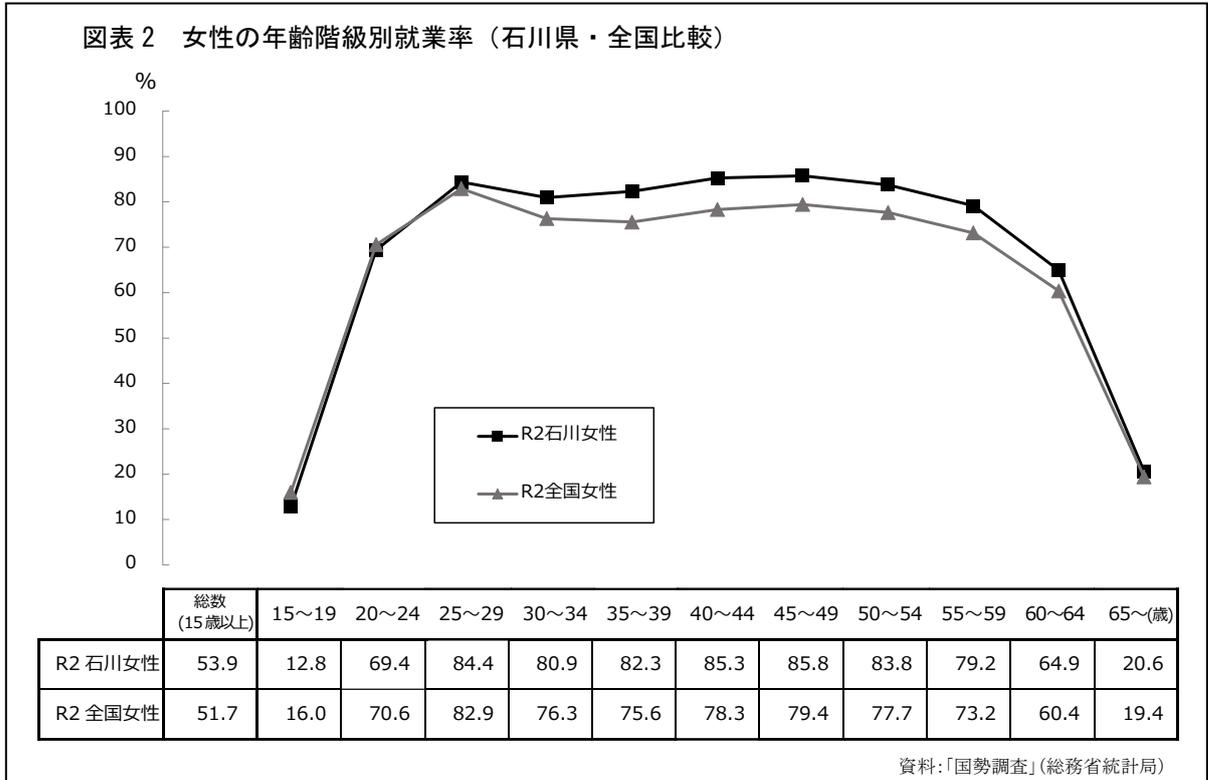


(2) 女性活躍の状況

①女性の就業率

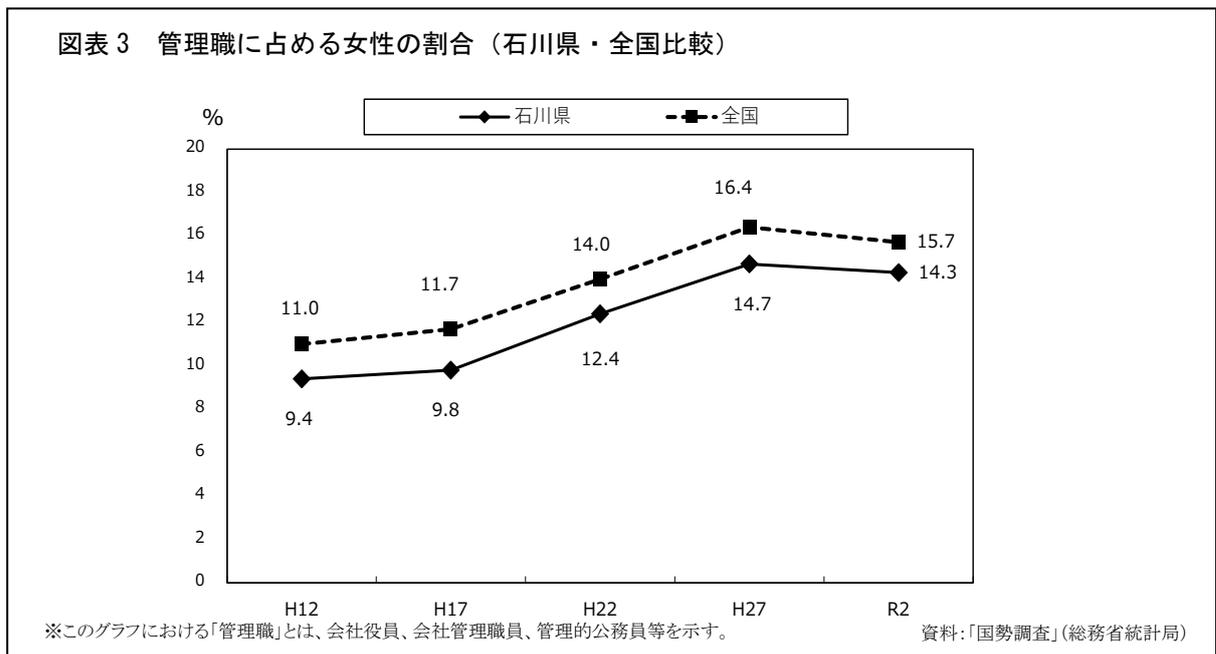
本県の女性の就業率は、令和2年では53.9%で全国3位となっており、年齢別就業率についても、全国に比べ高い状況にあります。

また、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。



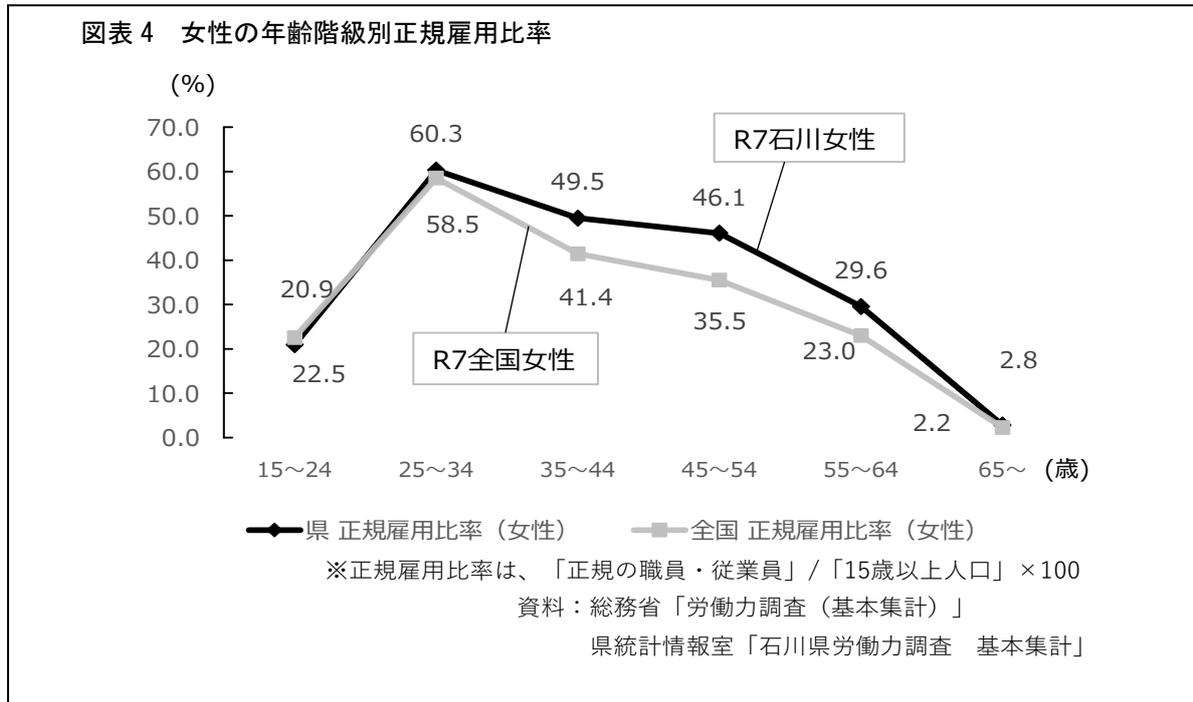
②管理職に占める女性の割合

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、全国より低くなっています。



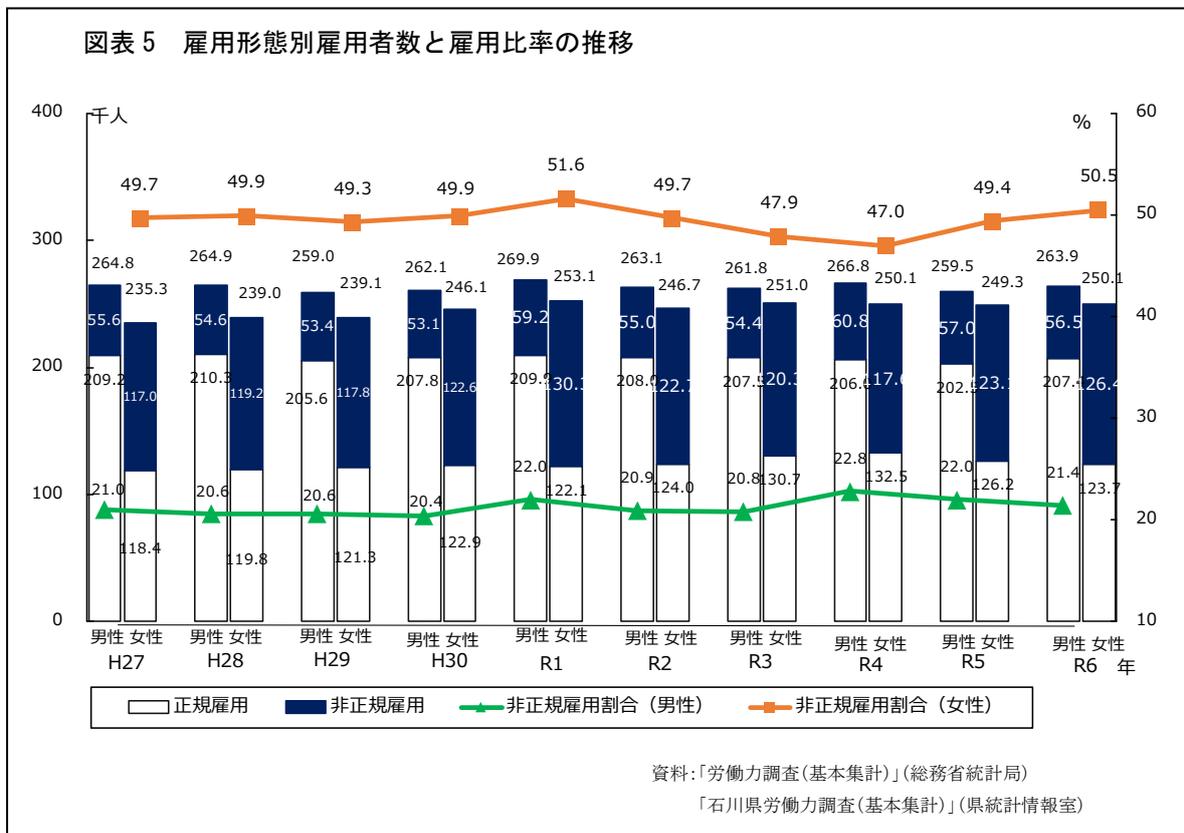
③女性の正規雇用比率

本県の女性の年齢階級別正規雇用比率について、30代前後の子育て期に、非正規雇用働き方を変える、いわゆるL字カーブとなっています。



④雇用形態別雇用者数と雇用比率の推移

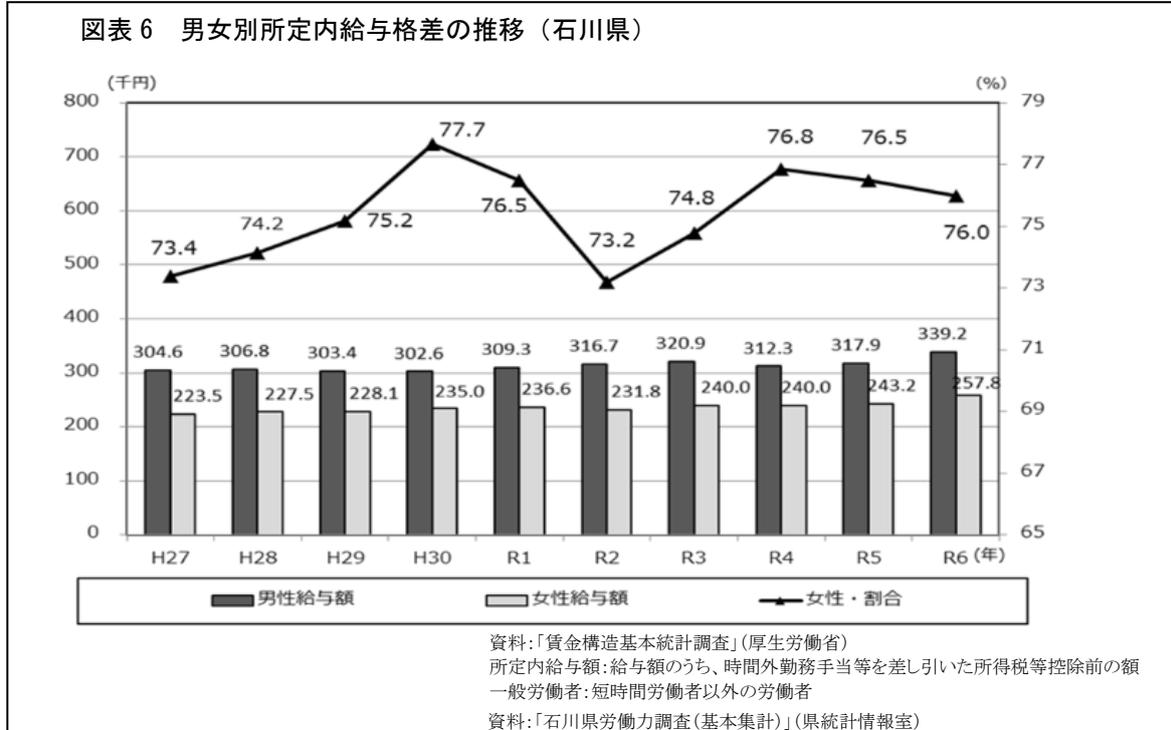
本県の女性就労者の雇用比率について、非正規雇用が約5割となっています。



⑤男女別給与格差の推移

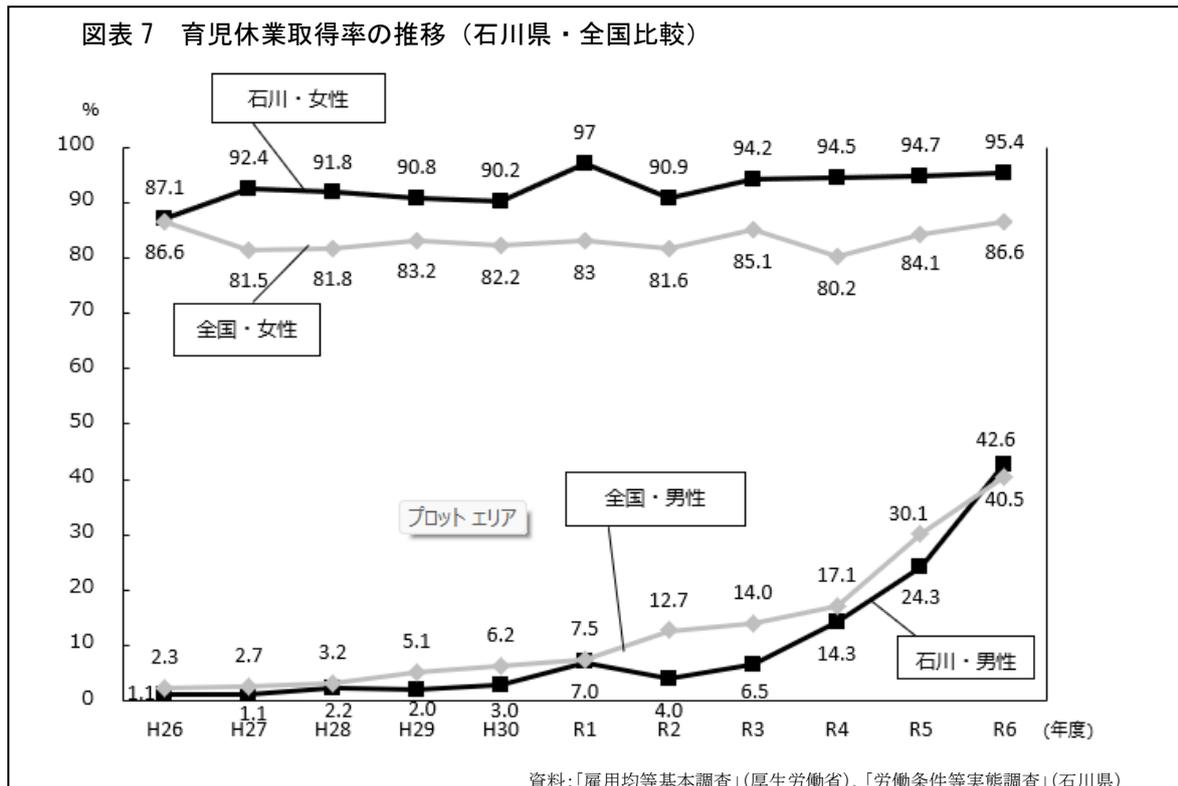
本県の男女別給与格差の推移について、令和6年の男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.0となっています。

(参考) (全国) 男性を100とした場合の女性給与：75.8



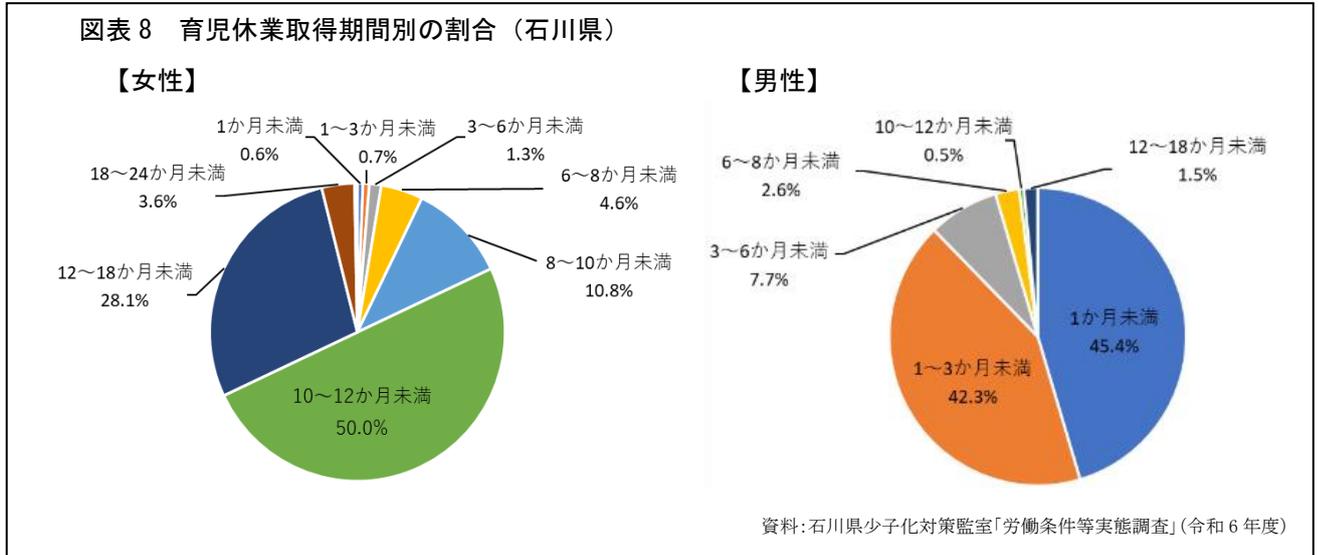
⑥育児休業取得率の推移

本県の育児休業取得率について、女性は令和6年度では95.4%と全国を上回っています。男性は近年、上昇傾向にあり、令和6年度に42.6%となり、全国を上回りました。



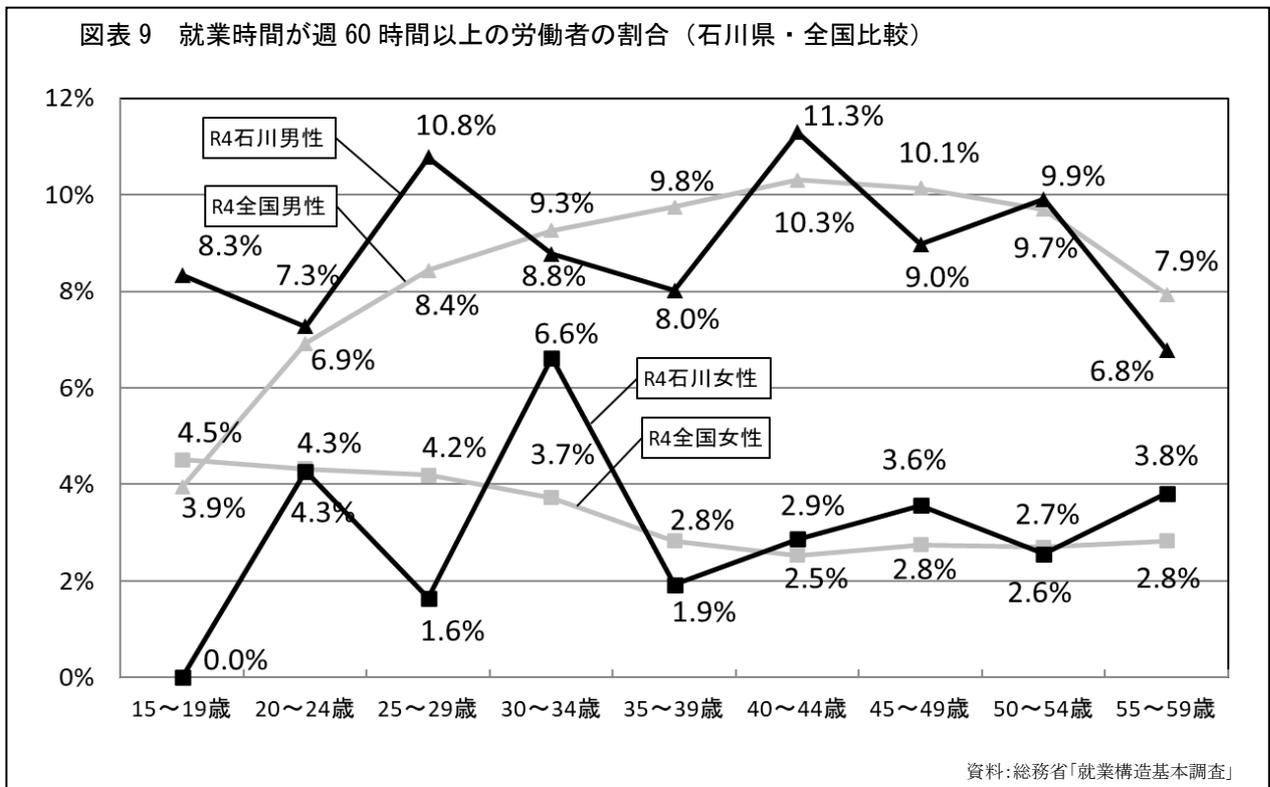
⑦育児休業取得期間別の割合

本県の育児休業取得期間について、女性では10か月以上12か月未満が50.0%、男性では1か月未満が45.4%で最も高くなっています。



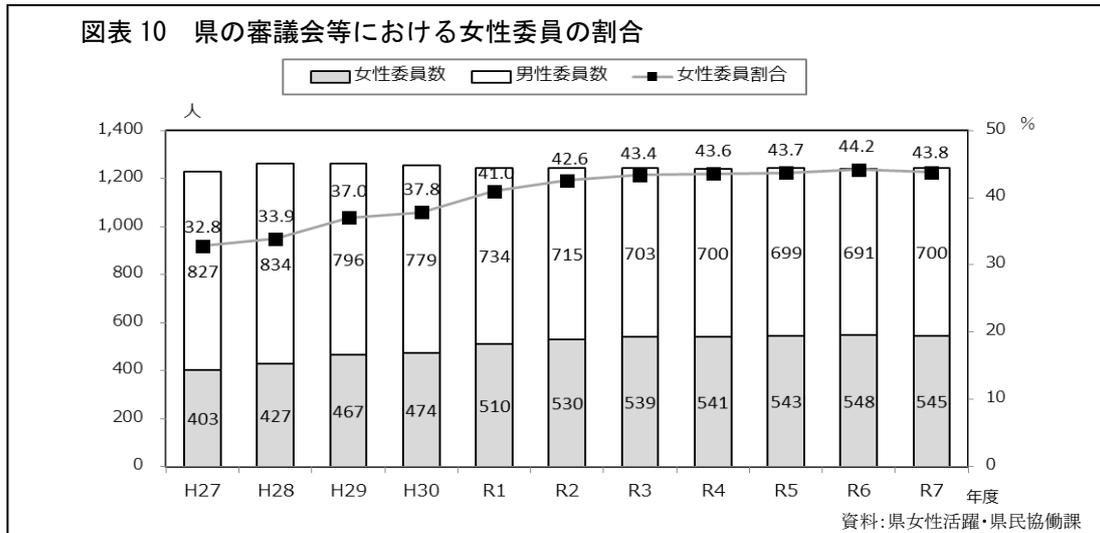
⑧就業時間が週60時間以上の労働者の割合

本県の就業時間が週60時間以上の労働者の割合について、すべての年代で女性よりも男性の方が多く、長時間労働者の割合は年代でばらつきが見られます。



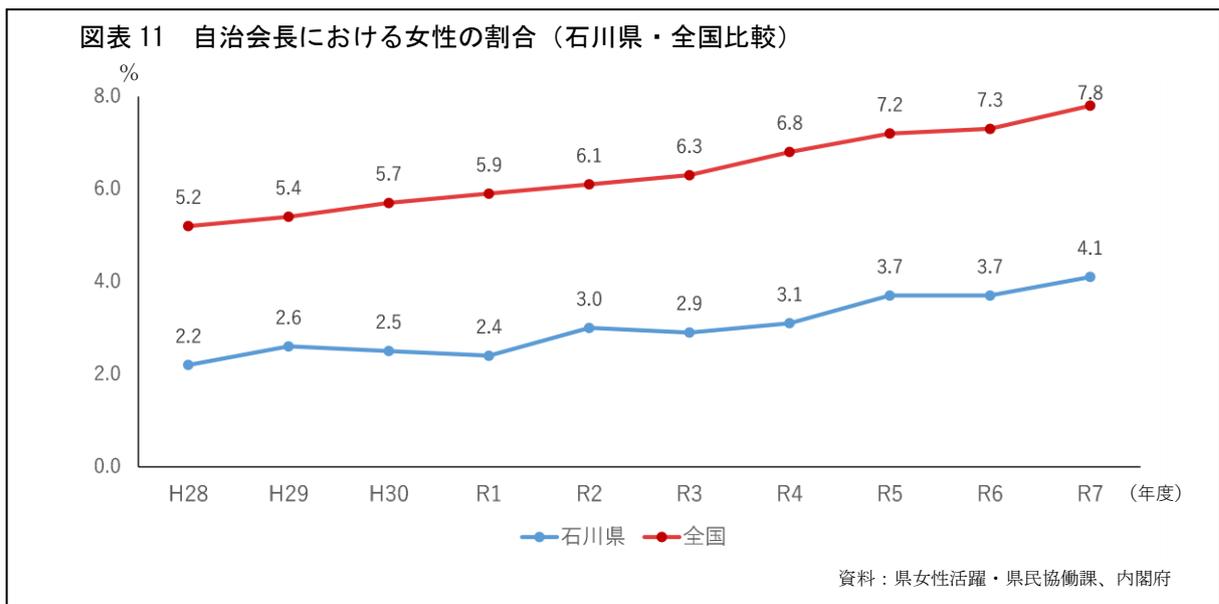
⑨県の審議会等における女性委員の割合

本県の審議会等における女性委員の割合について、令和7年度は43.8%（545人）であり、すべての審議会等において女性委員が登用されています。



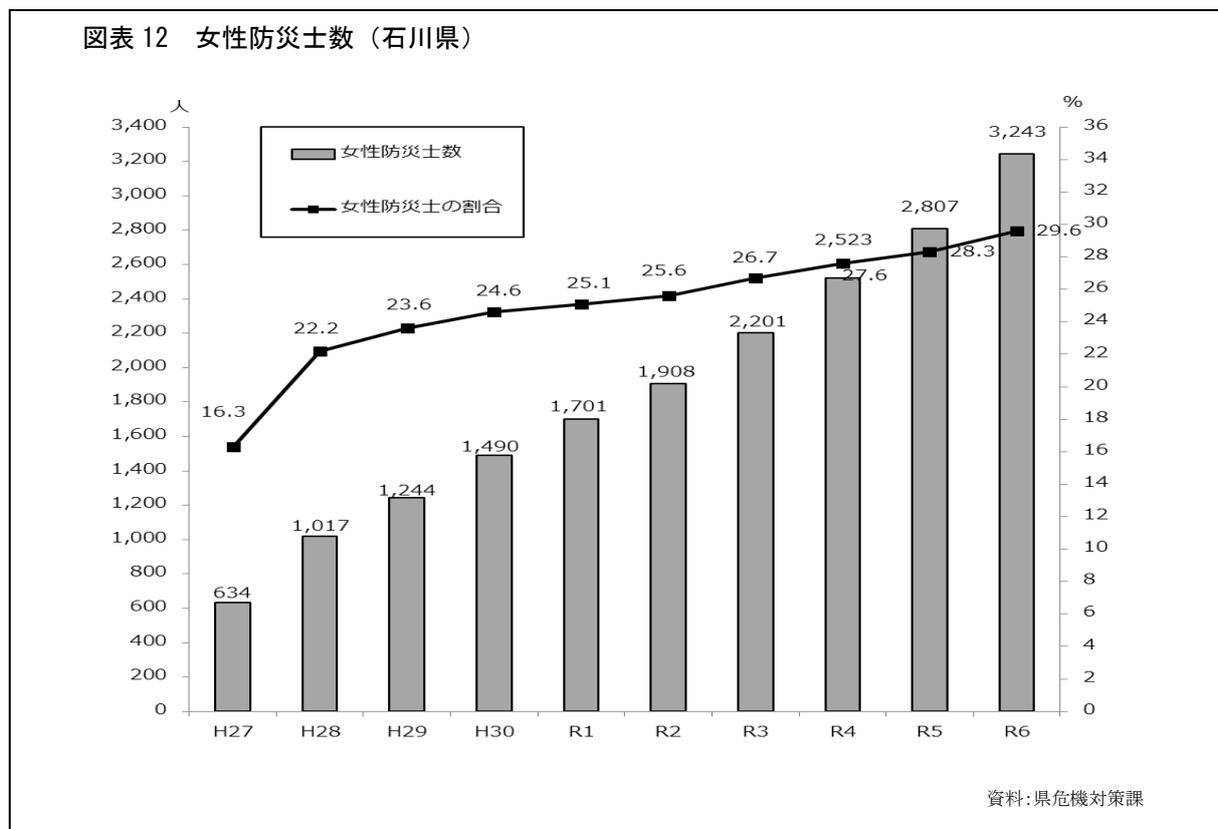
⑩自治会長における女性の割合

本県の自治会長における女性の割合について、令和7年度は4.1%となっています。



⑪女性防災士の数

本県の女性防災士の数について、年々増加しており、令和6年度に3,243人となっています。



⑫農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における女性の参画状況について、農業委員に占める女性の割合は増加しています。

図表 13 農林漁業分野における女性の参画状況（石川県）

(単位：戸、人、%)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家族経営協定締結数	257	262	267	273	274	280	285	298	307	287
起業者	120	116	130	134	134	132	145	143	141	146
認定農業者	82	87	83	87	88	86	81	82	87	87
漁業士	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10
農業委員の割合	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1	10.9	10.5	14.3	14.7	15.5

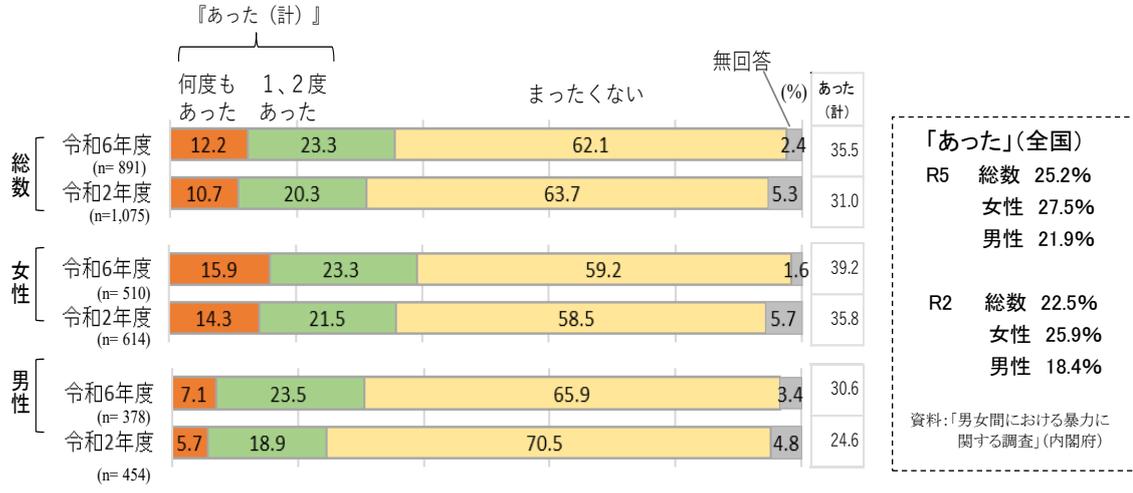
資料：県農業経営戦略課、県水産課 各年度3月31日現在

(3) 配偶者等からの暴力、性暴力等に関する状況

① 配偶者からの暴力の被害経験

「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)では、配偶者からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は、前回調査(令和2年度)よりも増加しており、女性は39.2%、男性は30.6%となっています。

図表 14 配偶者からの暴力の被害経験(「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて)



※『あった』は、調査票選択肢の「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したものです。

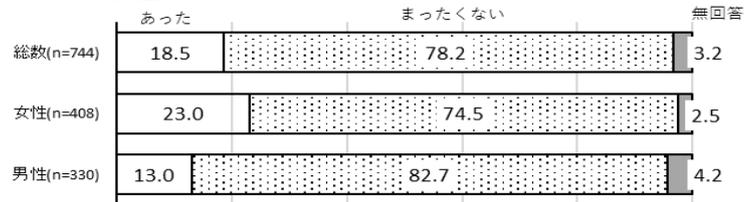
資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」

②交際相手からの暴力の被害経験

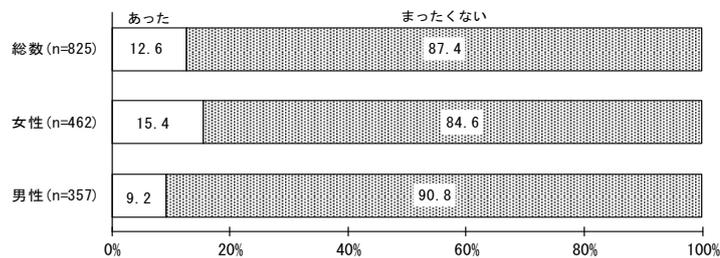
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、交際相手からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は前回調査（令和2年度）よりも増加しており、女性は23.0%、男性は13.0%となっています。

図表15 交際相手からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）

<令和6年度調査>



<令和2年度調査>



「あった」(全国)

R5 総数 18.0%

女性 22.7%

男性 12.0%

R2 総数 12.6%

女性 26.3%

男性 12.1%

資料：「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

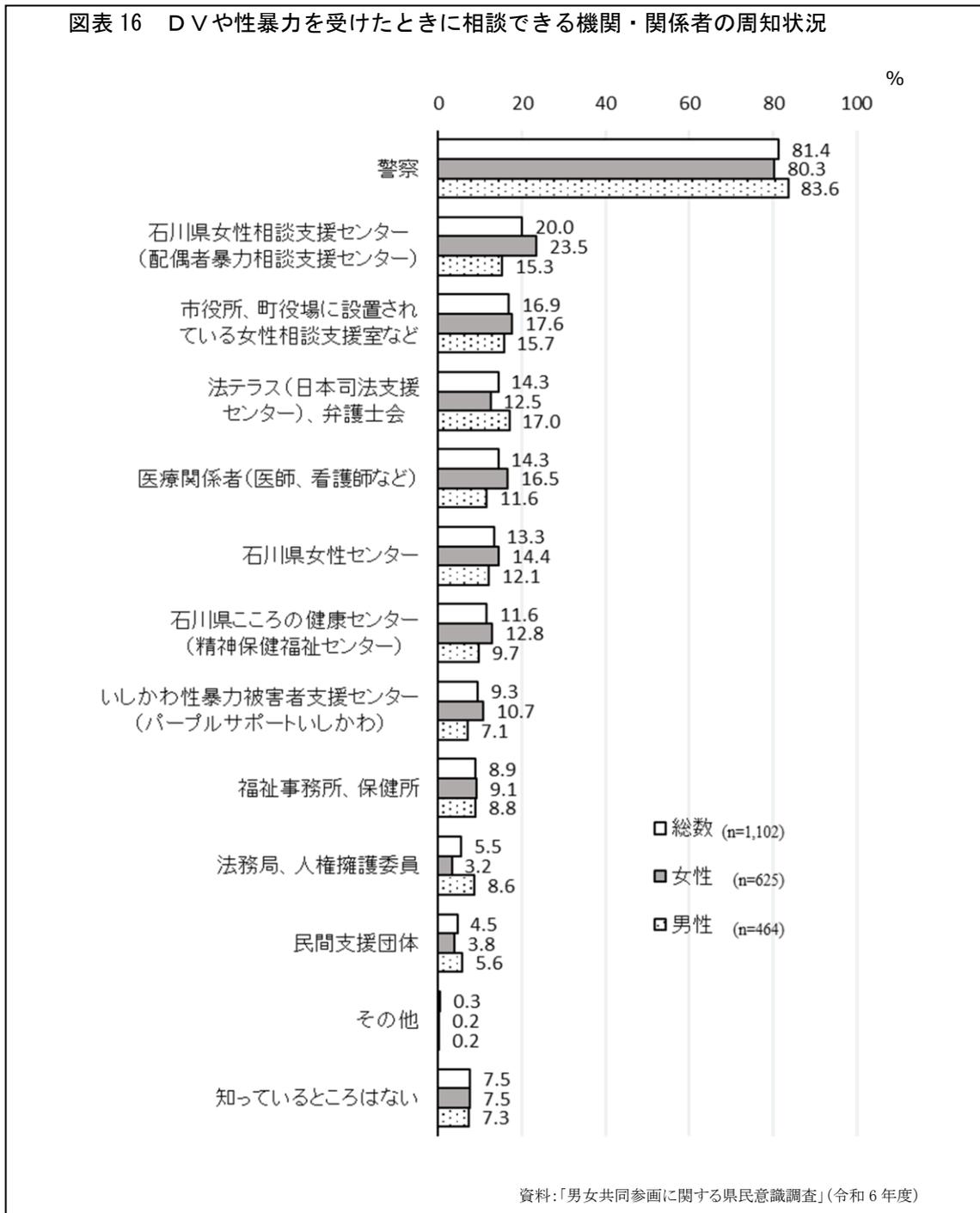
※本図表は、当該設問に回答があったもののみを集計して算出。

『あった』は、調査票選択肢の「10～20歳代にあった」と「30歳代以上にあった」及びその双方の選択を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

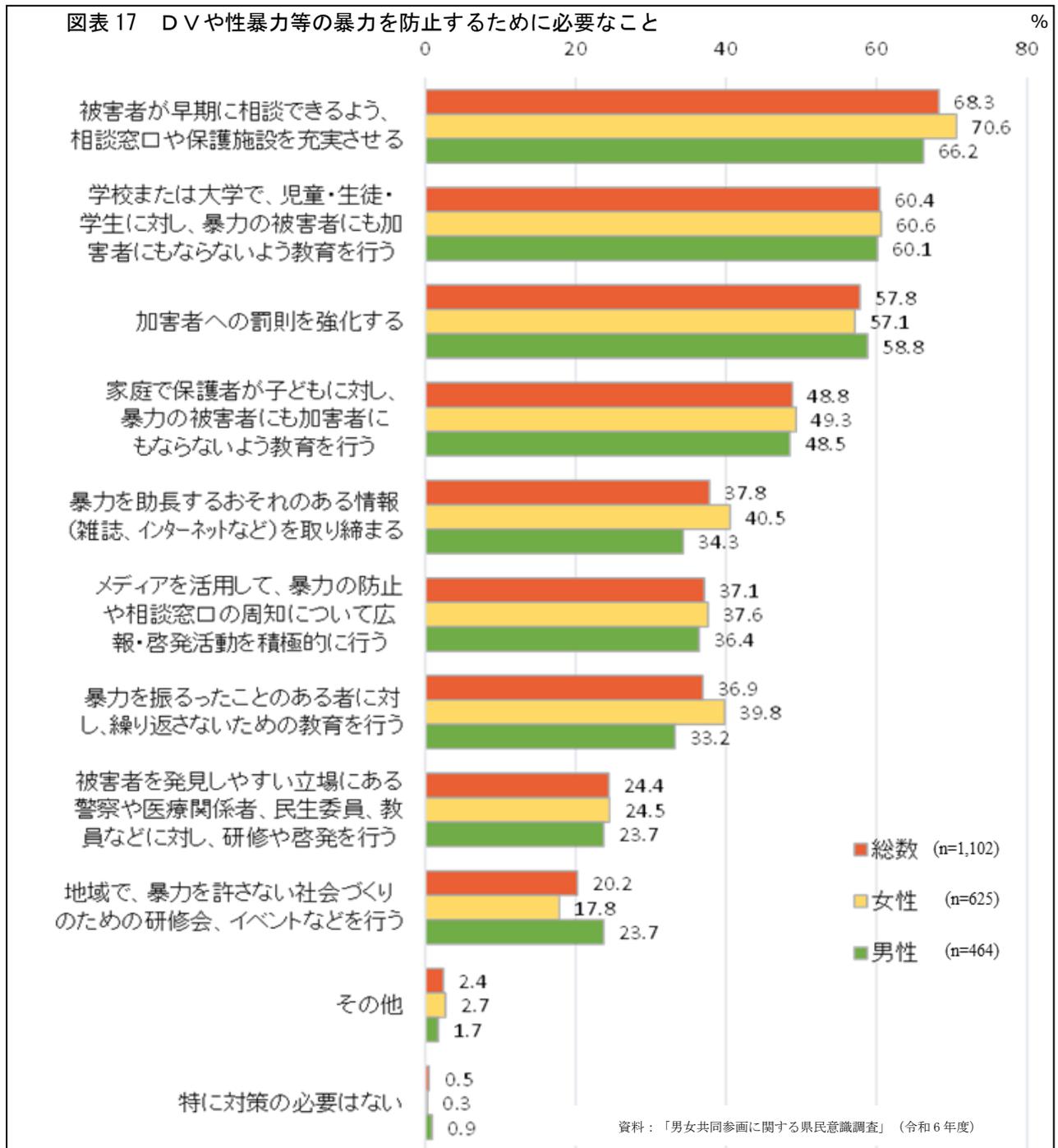
③DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について、「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」の順となっています。



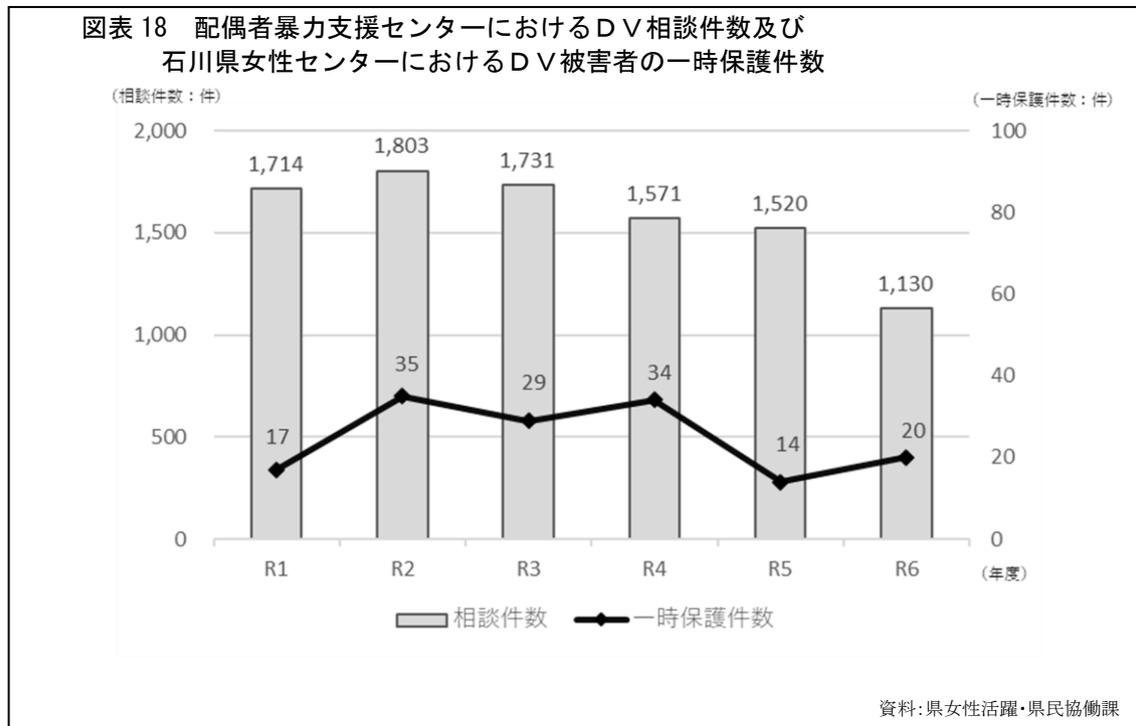
④DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口や保護施設を充実させる」が最も多く、次いで「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」の順となっています。



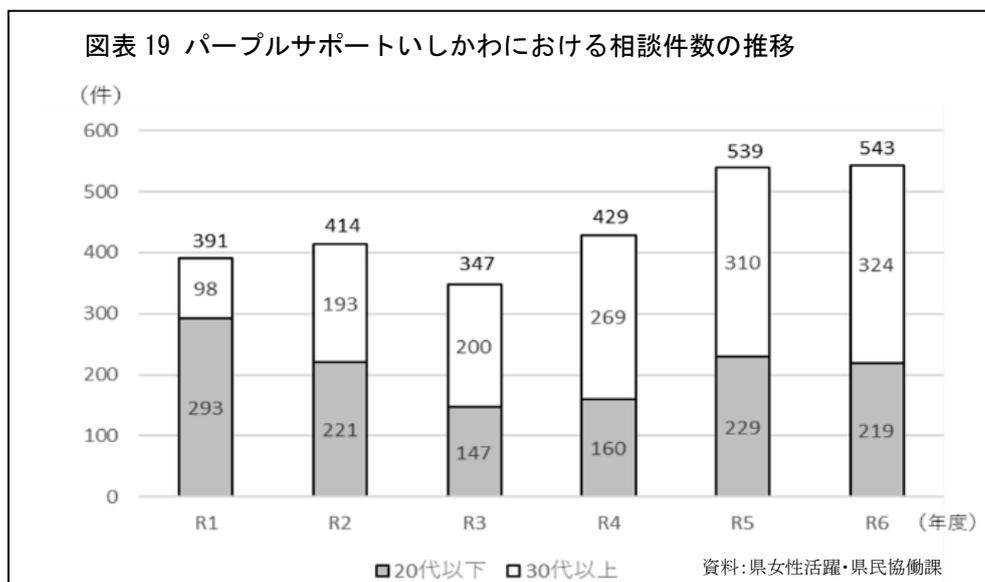
⑤配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数及び石川県女性センターにおけるDV被害者の一時保護件数

令和6年度の配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられたDVに関する相談件数については1,130件であり、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は20件でした。



⑥パープルサポートいしかわにおける相談件数の推移

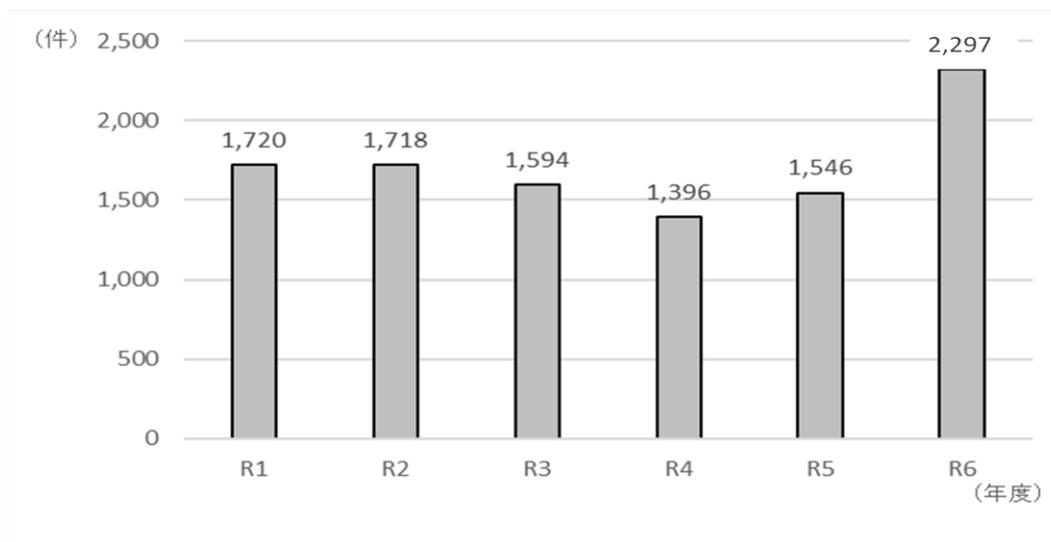
いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」では、電話、面接、メールによる相談受付、心に受けた傷のケアのためのカウンセリングの実施、医療機関や警察、弁護士など関係機関への付き添い等の支援を行っています。令和6年度の相談件数については543件でした。



⑦石川県女性相談支援センターにおける相談件数

石川県女性相談支援センターでは、女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた支援を行っています。令和6年度の相談件数については2,297件でした。

図表 20 石川県女性相談支援センターにおける相談件数



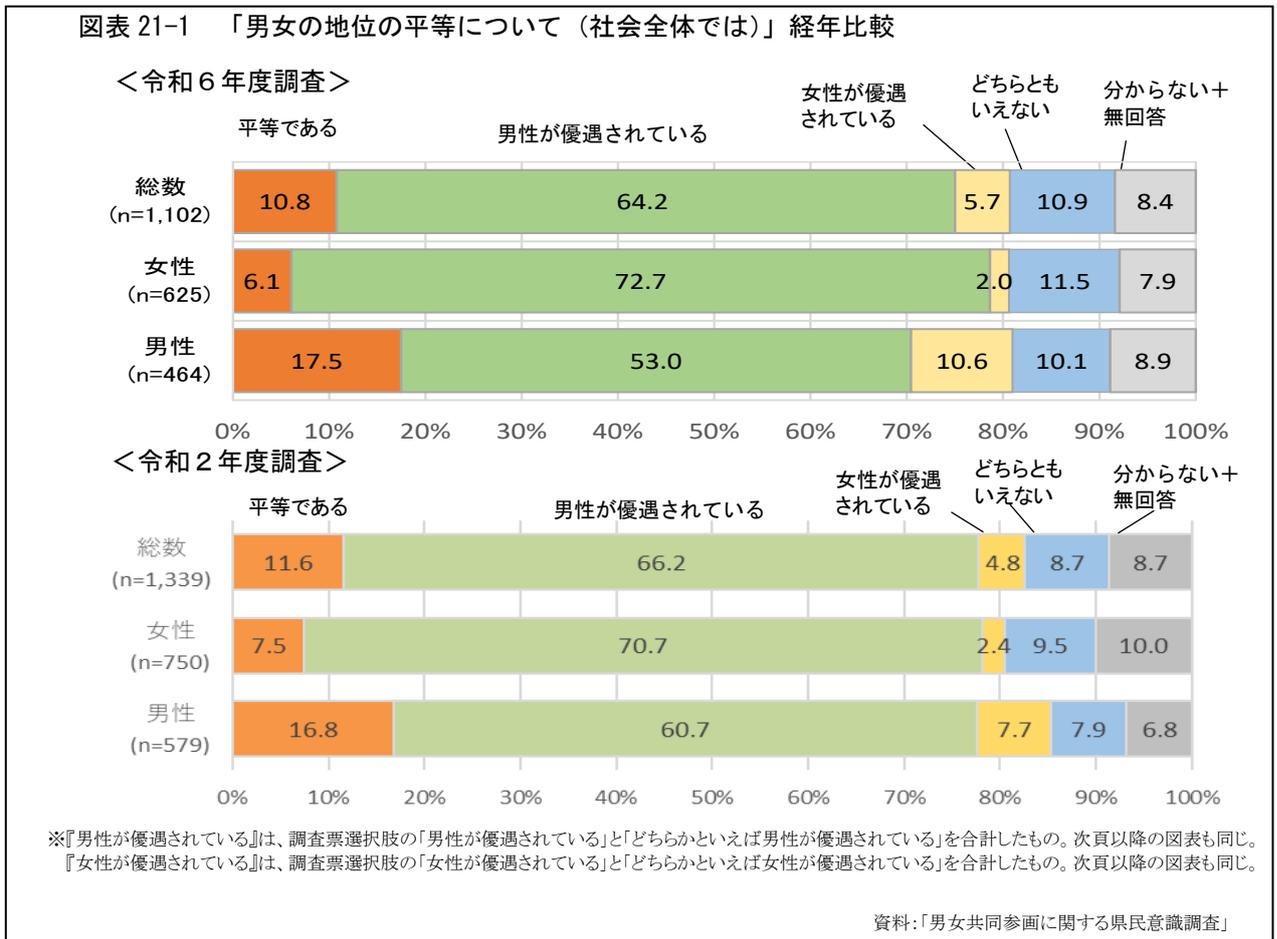
資料：県女性活躍・県民協働課

(4) 男女共同参画に関する県民の意識

①男女の地位の平等

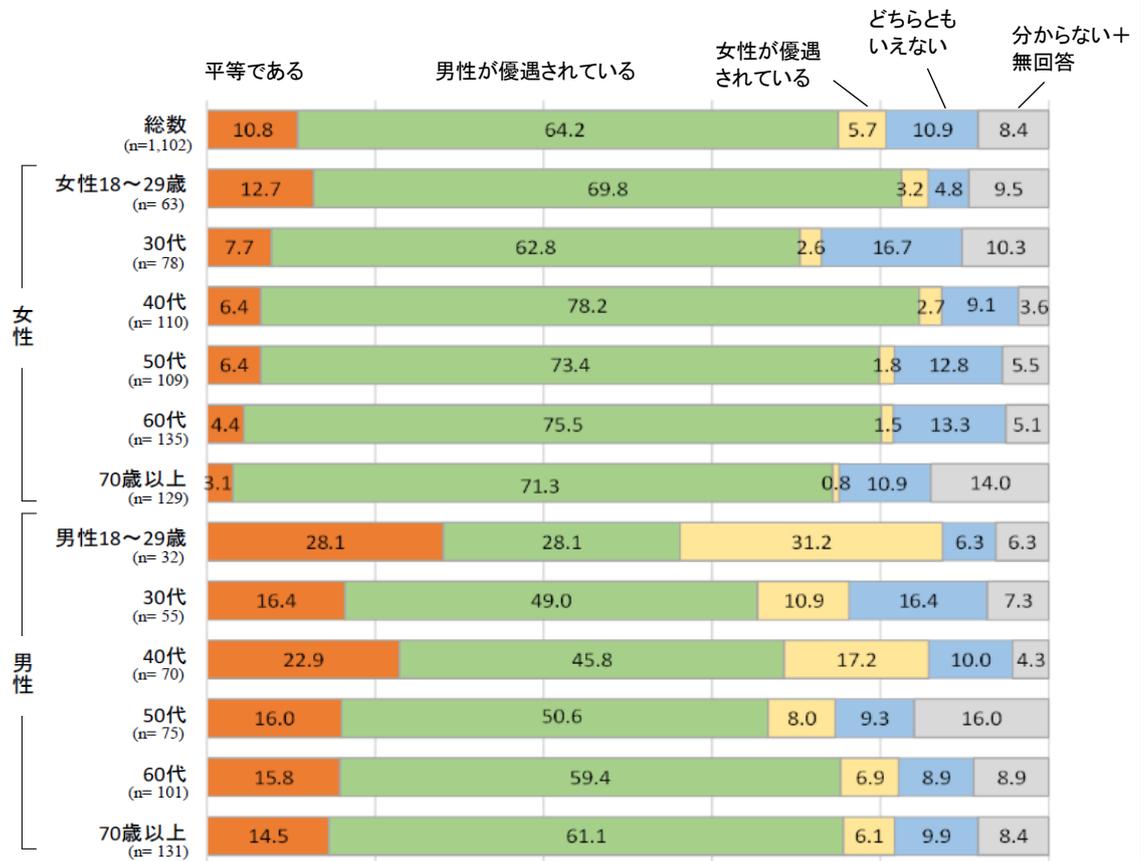
「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)では、男女の地位の平等について、社会全体では「平等である」と感じている人の割合は、前回調査(令和2年度)と比べ、減少しました。

男女別にみると、女性よりも男性の方が「平等である」と感じている人の割合が多く、その差は前回調査(令和2年度)より大きくなりました。



性別の各年代で見ると、女性では、「平等である」が18～29歳（12.7%）で最も高く、年代が高くなるにつれて低くなる傾向がみられ、『男性が優遇されている』は40代（78.2%）で最も多くなっています。男性では、「平等である」が18～29歳（28.1%）で最も多く、『男性が優遇されている』は70歳以上（61.1%）で最も多くなっています。

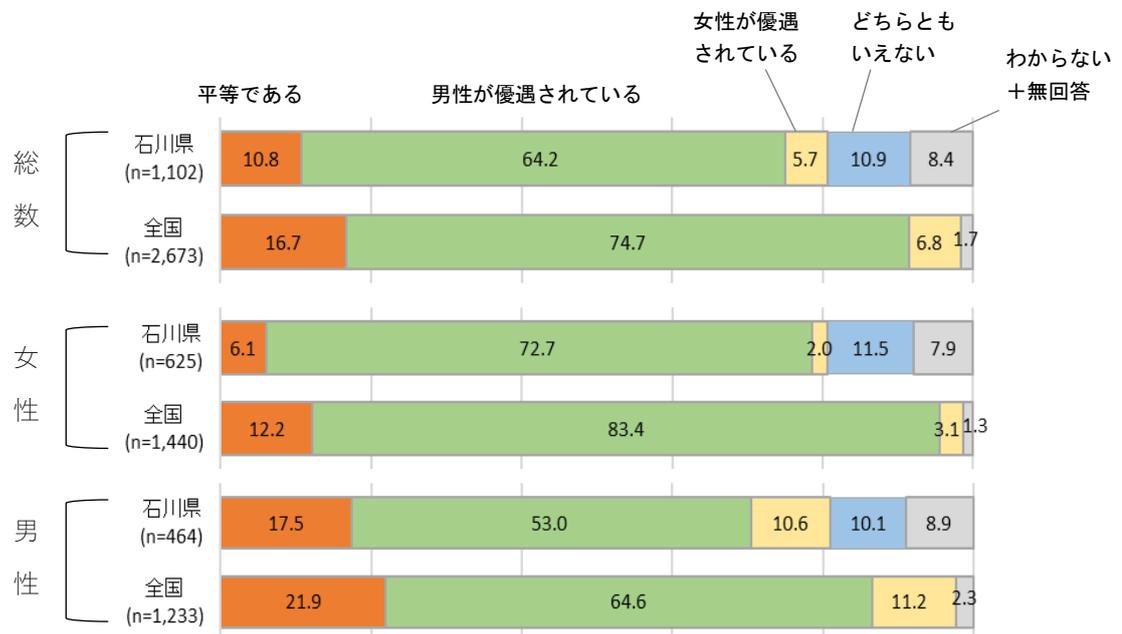
図表 21-2 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（性別×年代別比較）



資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

全国との比較では、「平等である」と感じている人の割合が全国より低い傾向にあります。

図表 21-3 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（石川県・全国比較）



※内閣府調査と本県調査では選択肢の数・構成が異なることから、厳密な比較はできない。

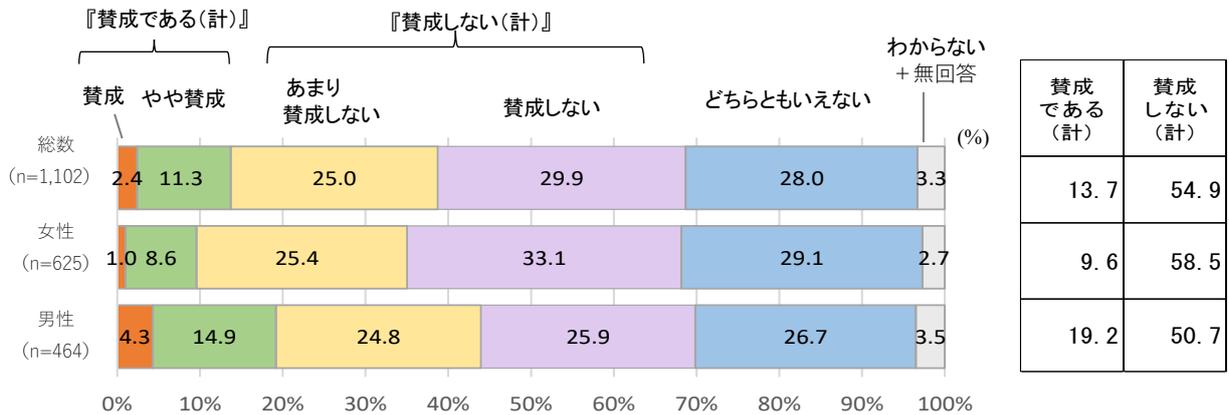
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

②「男は仕事、女は家庭」についての考え方

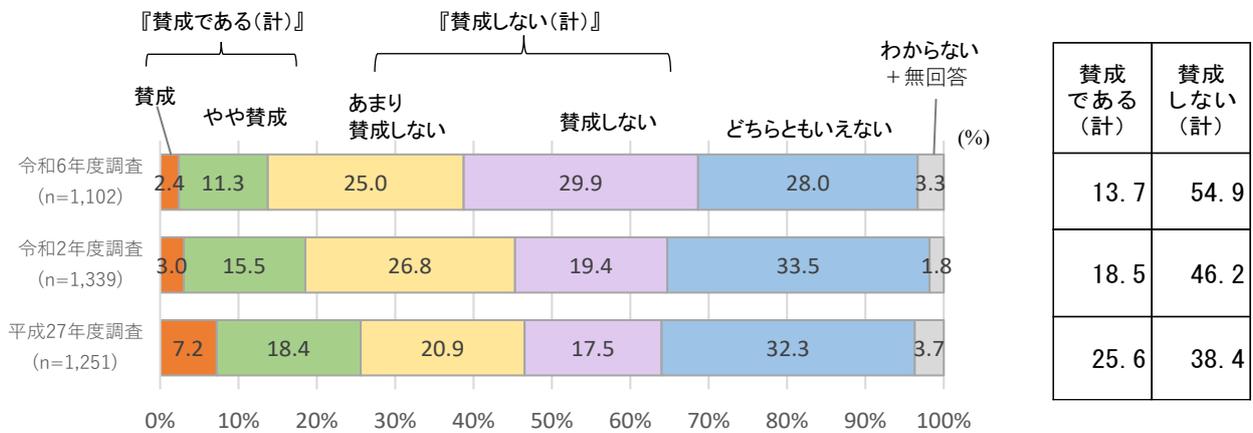
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『賛成しない（計）』と答えた人は54.9%となっており、増加傾向にあります。

図表 22 「男は仕事、女は家庭」についての考え方

<令和6年度調査>



<経年比較>

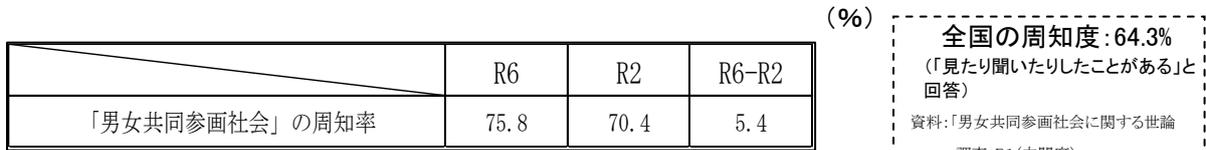


資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」

③ 「男女共同参画社会」の周知度

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男女共同参画社会」という言葉の周知度について、前回調査（令和2年度）と比べ、増加しています。

図表 23 「男女共同参画社会」の周知度



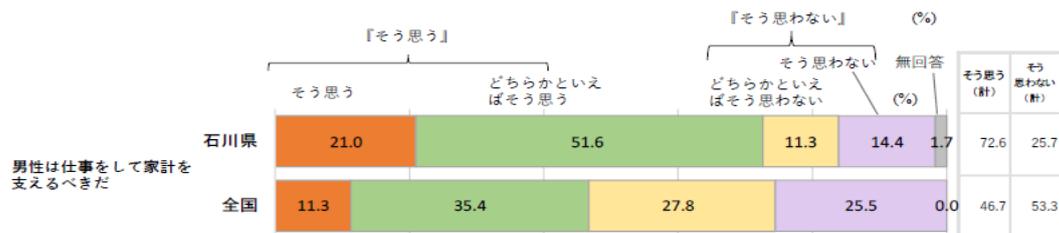
※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したものの。

資料: 「男女共同参画に関する県民意識調査」

④ 「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考えに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答は、内閣府が実施した「令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」の数値を上回っています。

図表 24 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（石川県・全国比較）



資料: 「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

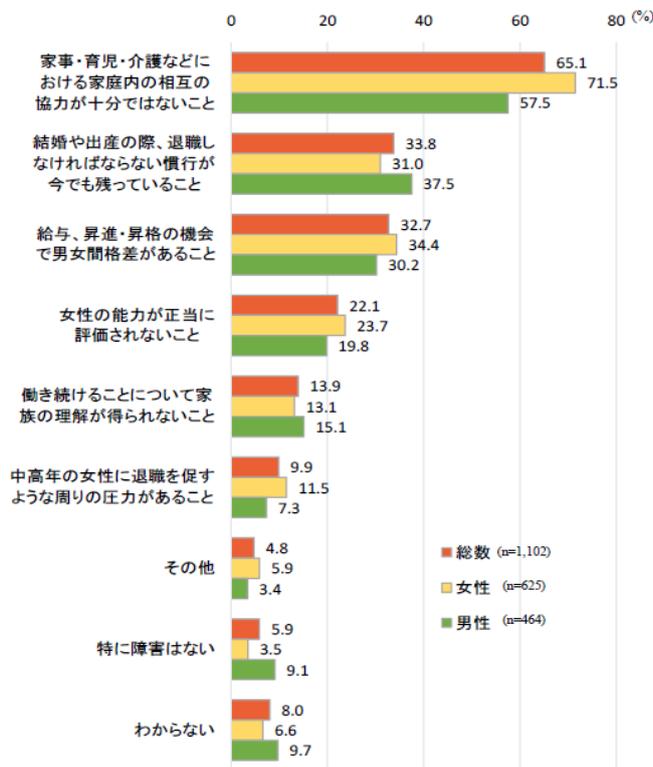
内閣府「性別による無意識の思い込みに関する調査」(令和4年度)

⑤ 「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」

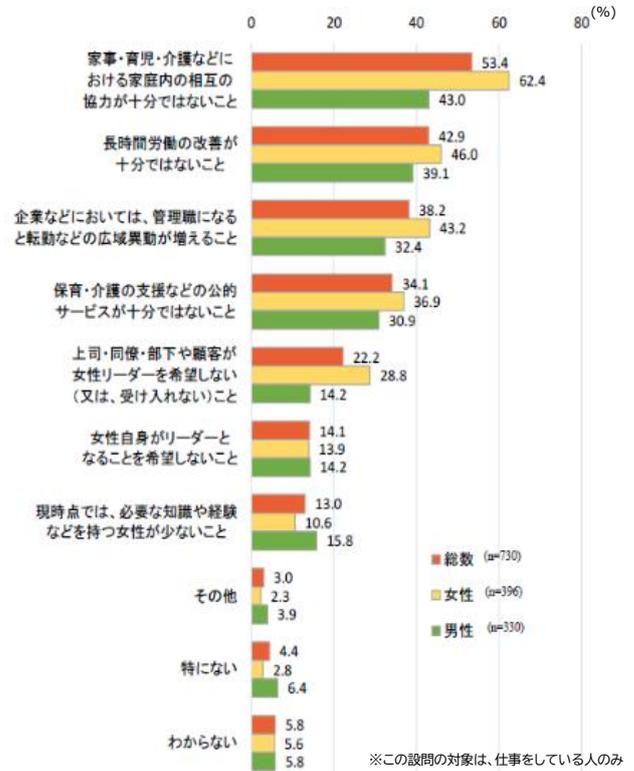
「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」として、「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」を挙げる女性は約6割以上となっています。

図表 25 「女性が働き続ける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」

<女性が働き続ける上での障害>



<女性のリーダーを増やす上での障害>

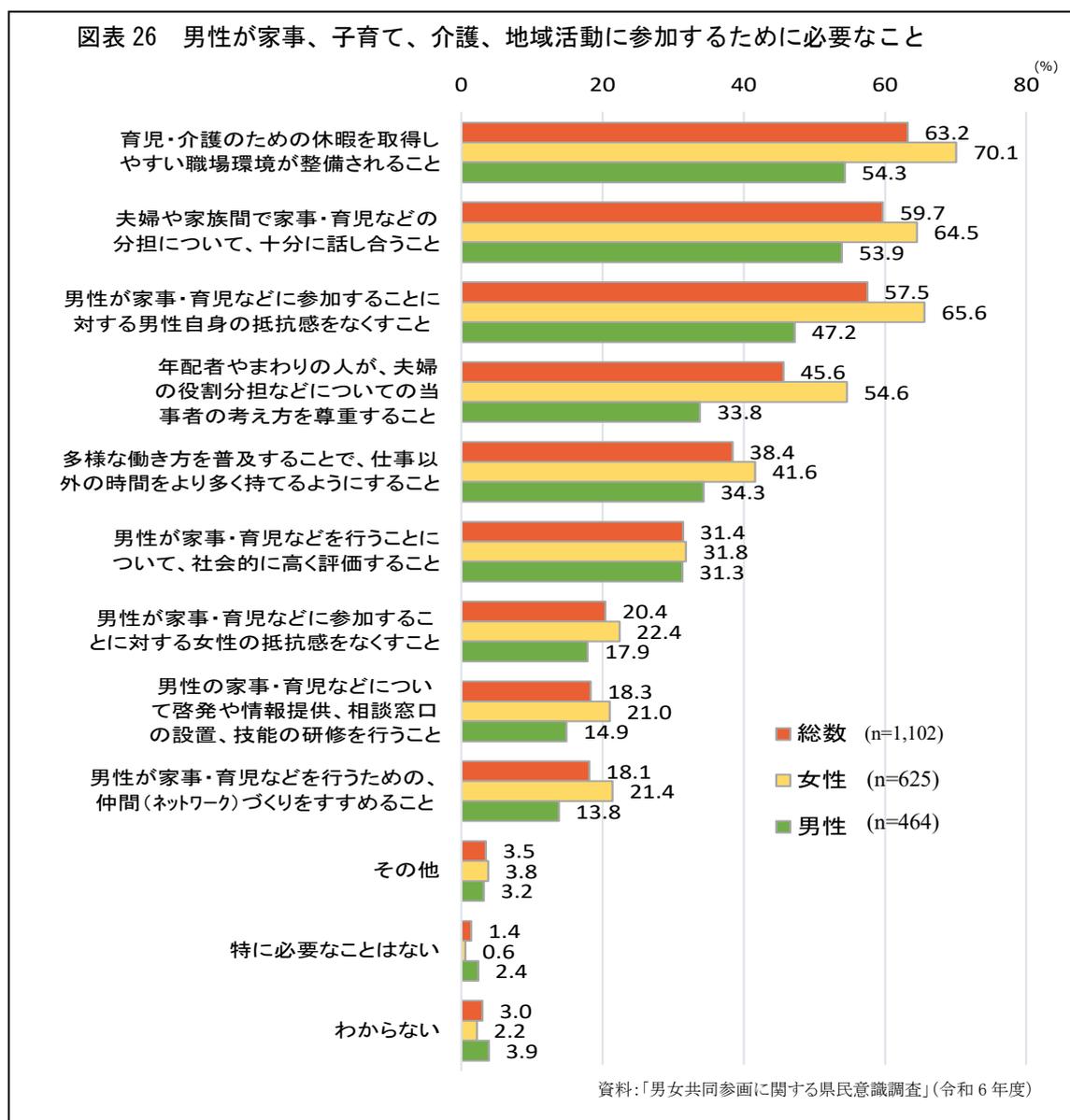


※この設問の対象は、仕事をしている人のみ

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

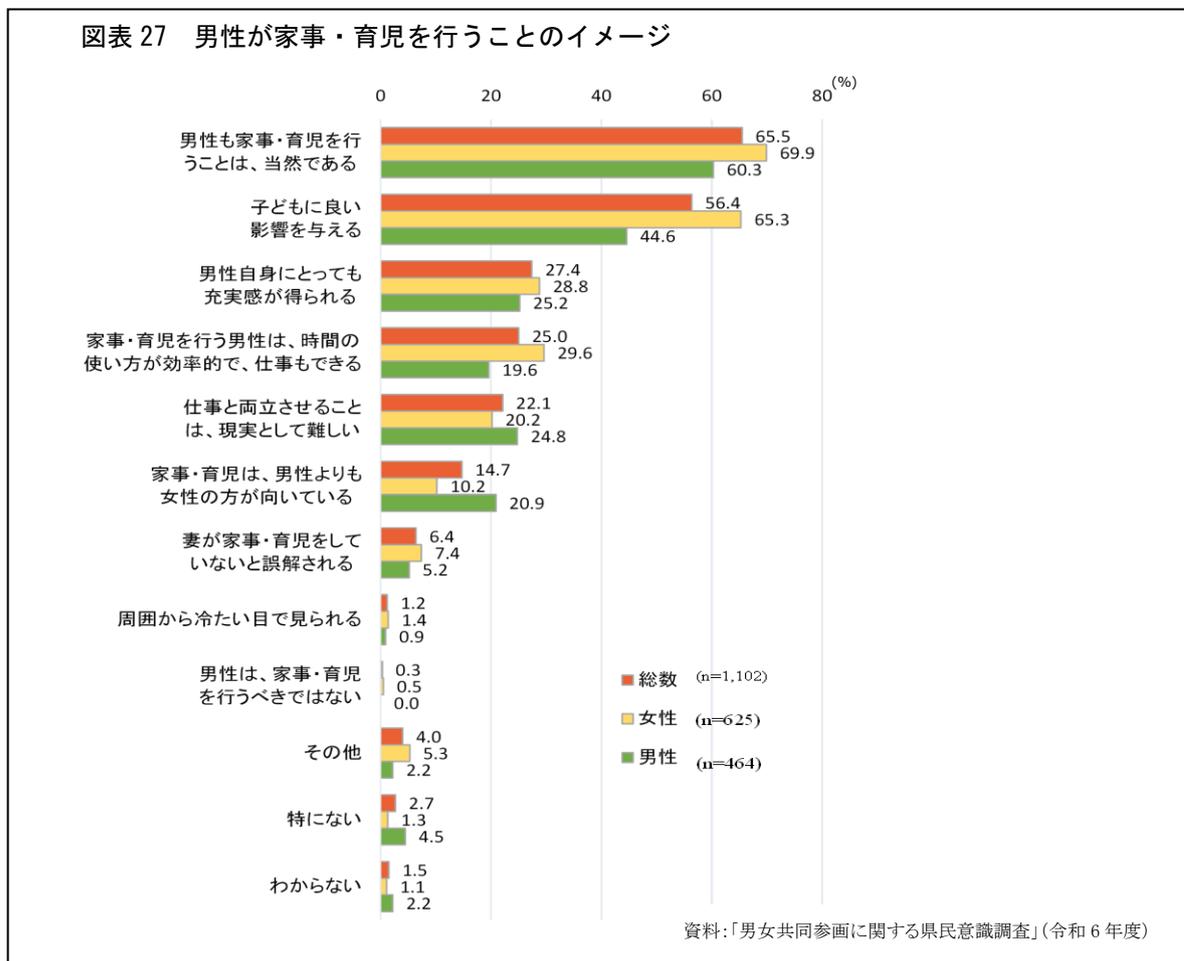
⑥男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」が最も多く、次いで、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の順になっています。



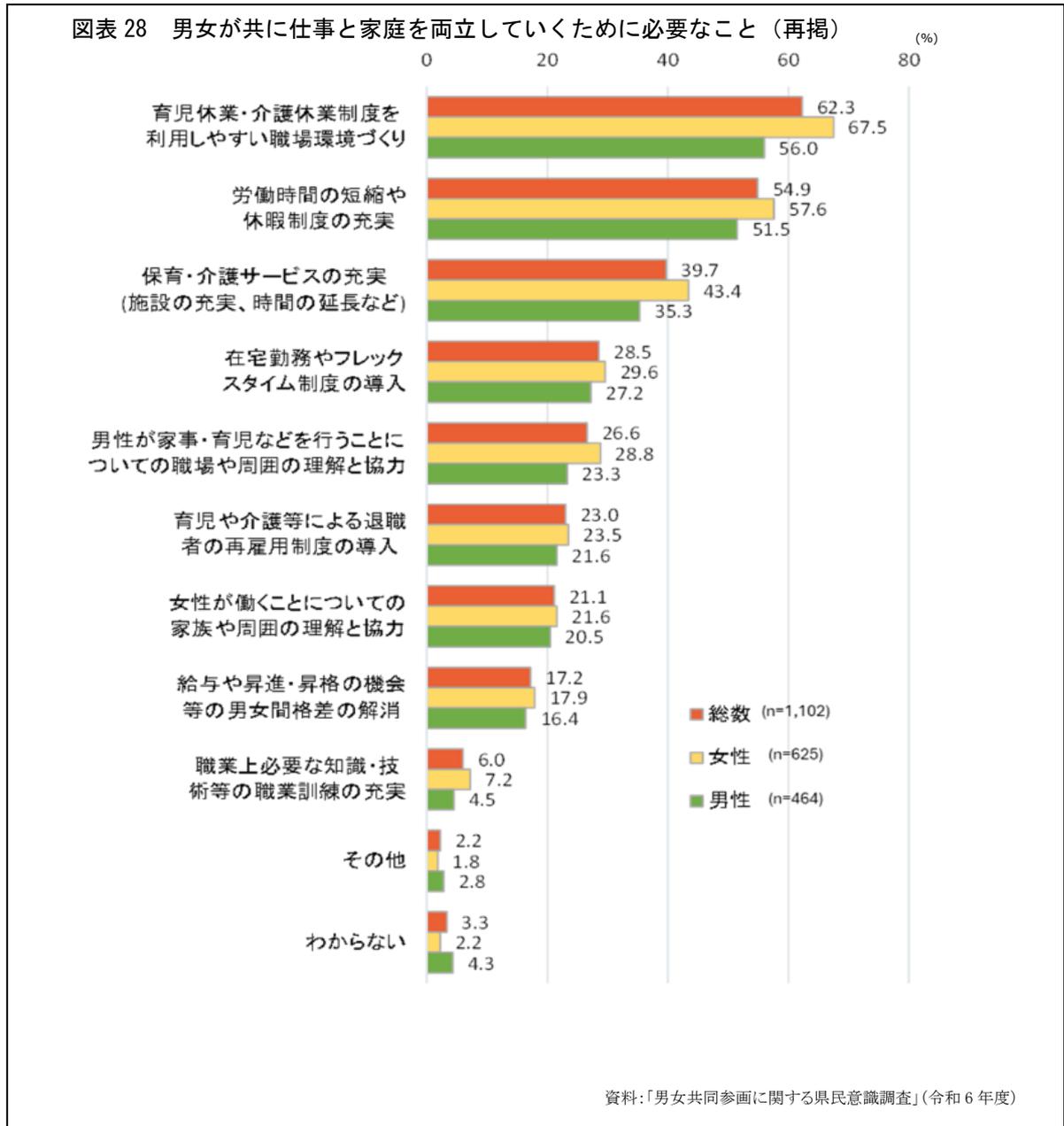
⑦男性が家事・育児を行うことのイメージ

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男性が家事・育児を行うことのイメージについては、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が最も多く、次いで「子どもに良い影響を与える」、「男性自身にとっても充実感が得られる」の順になっています。



⑧男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）では、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なことについて、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」が最も多く、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」「保育・介護サービスの充実」の順になっています。



(5) 令和6年能登半島地震における課題

令和6年1月に最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が、また同年9月に令和6年奥能登豪雨が発生し、未曾有の複合災害となりました。

内閣府による「令和6年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査報告書」においては、男女共同参画の視点での課題として、意思決定や災害の現場への女性の参画促進、平常時からの国や自治体のトップを含む関係者の意識の醸成、災害対応を担う職員等へのサポート体制の強化、女性防災リーダーへの支援・ネットワーク強化などが課題として挙げられました。

内閣府「令和6年度 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査報告書」(抜粋)

<提言概要>

○意思決定や災害の現場への女性の参画促進

災害対応に男女共同参画の視点を取り入れるため、地方防災会議や災害対策本部等の意思決定過程への女性の参画や、防災・危機管理担当部署への女性職員の配置を促進すること

○災害対応を担うあらゆる者への男女共同参画の視点の理解促進

国や自治体のトップを含む災害対応を担うすべての関係者が男女共同参画の視点に立って適切に対応できるよう、意識の醸成と実践的な研修・訓練の実施、マニュアルや資料の整備、対応ノウハウの整理・共有を進めること

○災害対応業務を担う職員等へのサポート体制の強化

女性を含む災害対応業務を担うすべての職員等が安全・安心に活動できるよう、活動環境や装備の準備、子育て・介護を担う職員の支援策、心身の健康維持のための対策を進めること

○地域の女性防災リーダーの活躍支援

地域の女性防災リーダーの活躍を促進するため、地域女性防災リーダーの育成や計画策定への参画促進のための対策を行い、ネットワークづくりを進めること

2 世界、国、石川県の動き

(1) 世界の動き

○平成 17 年（2005 年） 国連「北京+10」閣僚級会合

第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

○平成 22 年（2010 年） 国連「北京+15」記念会合

第 54 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、ニューヨークで開催

○平成 23 年（2011 年） UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足

○平成 27 年（2015 年） 国連「北京+20」記念会合

第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 20 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

○平成 27 年（2015 年） 国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連持続開発可能なサミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」を含むアジェンダを採択

○令和 2 年（2020 年） 国連「北京+25」記念会合

第 64 回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

○令和 7 年（2025 年） 国連「北京+30」記念会合

第 69 回国連女性の地位委員会、通称「北京+30」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 30 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

(2) 国の動き

○平成 11 年（1999 年） 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

○平成 12 年（2000 年） 「男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

○平成 13 年（2001 年） 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

○平成 13 年（2001 年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成 16 年（2004 年）に一部改正、平成 19 年（2007 年）に市町村における基本

計画の策定等を盛り込み改正。平成 25 年（2013 年）に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とされる改正。令和元年（2019 年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正。令和 3 年（2021 年）、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化等を盛り込み改正。令和 6 年（2024 年）には、保護命令制度の拡充を盛り込み改正

○平成 13 年（2001 年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年制定）。平成 13 年（2001 年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成 16 年（2004 年）に一部改正。平成 21 年（2009 年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）及び平成 29 年（2017 年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和 2 年（2020 年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正。令和 7 年（2025 年）には、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化を盛り込み改正

○平成 15 年（2003 年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成 20 年（2008 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

○平成 17 年（2005 年） 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定

○平成 18 年（2006 年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年制定）。平成 18 年（2006 年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和 2 年（2020 年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

○平成 22 年（2010 年） 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定

○平成 27 年（2015 年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正。令和 8 年（2026 年）には、法律の有効期限が令和 18 年 3 月 31 日まで延長され、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化や、女性の健康課題に関する文言を盛り込み改正

○平成 27 年（2015 年） 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

第 3 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定

○平成 30 年（2018 年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

○令和 2 年（2020 年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2 年度から令和 4 年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定

○令和 2 年（2020 年） 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

第 4 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定

○令和 6 年（2024 年） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を図るため制定

○令和 8 年（2026 年） 「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定（予定）

第 5 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 6 次男女共同参画基本計画」を策定（予定）

（3）石川県の動き

○平成 13 年（2001 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン 2001」を策定

○平成 13 年（2001 年） 「石川県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定

○平成 15 年（2003 年） 「男女共同参画課」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成 12 年（2000 年）に設置した「男女共同参画推進室」を、平成 15 年（2003 年）に「男女共同参画課」として改編

○平成 17 年（2005 年） 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定

配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成 28 年（2016 年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について「配偶者暴力防止法」の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定。令和 3 年（2021 年）には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化を図るために改正された「配偶者暴力防止法」の趣旨を踏まえ、「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」を改定。令和 6 年（2024 年）に「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」へ統合

○平成 19 年（2007 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の改定

国の「第 2 次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン 2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン」として改定

○平成 19 年（2007 年） 「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大

○平成 23 年（2011 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン 2011」を策定

○平成 28 年（2016 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の改定

「いしかわ男女共同参画プラン 2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン 2011」を改定

○令和 3 年（2021 年） 「いしかわ男女共同参画プラン 2021」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン 2021」を策定

○令和 5 年（2023 年） 「女性活躍・県民協働課」の設置

組織改正に伴い、女性をはじめとする県民の活躍を一体的に推進・強化するため、女性活躍・県民協働課を設置（男女共同参画課及び県民交流課を改組）

○令和 6 年（2024 年） 「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴い、「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」を策定

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「石川県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画推進に関し、基本理念を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指し、施策の推進に取り組みます。

- (1) 性別による差別的取扱いをされることなく、すべての人にその能力を発揮する機会が与えられ、人権が尊重されること
- (2) 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を反映して、社会の制度や慣行が、社会活動に中立でない影響を及ぼすことがないように配慮すること
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、政策や方針等の決定に共同して参画する機会が与えられること
- (4) 性別にかかわらず、家族が相互の理解・協力と社会支援の下、子育てや介護等において、家族の一員としての責任を果たし、かつ職場や地域等における活動も行えるようにすること
- (5) 妊娠や出産等に関し当事者の決定が尊重され、かつすべての人が健康に生活できるよう配慮すること
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を勘案しつつ、相互理解に取り組むこと

2 石川がめざす男女共同参画社会（3つのC）

I 機会 (Chance)

社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する**機会**が得られる社会を目指します。

II 配慮 (Care)

誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして、個々の状況に寄り添い**配慮**する社会づくりに取り組みます。

III 相互理解 (Communication)

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を**相互に理解**し合う社会を目指します。

3 プランの体系

I 社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する機会(Chance)が得られる社会

取組1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画の推進

(1) あらゆる分野における女性参画・登用の拡大

- ①行政分野における女性の参画・登用の拡大
- ②企業・団体等における役員・管理職等への女性登用の促進
- ③女性の社会的、政治的問題に関する取組への支援

(2) あらゆる分野での女性の挑戦を促す社会的気運づくり

- ①女性の挑戦を歓迎する社会的気運の醸成
- ②理工系分野を選択する女性の拡大に向けた意識啓発

取組2 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する法や制度の周知
- ②職場・取引関係・就職活動における各種ハラスメントの防止

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

- ①長時間労働の削減等ワークライフバランスの取組促進
- ②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

(3) 多様な生き方・働き方を可能にする支援と就業環境の整備

- ①デジタル技術を活かしたフレキシブルワークの普及
- ②雇用によらない働き方の推進と女性起業家への支援
- ③女性の再就職の支援と職業能力開発

(4) 子育て・介護等における女性の負担の是正

- ①子育て・介護を行う労働者の就労継続の支援
- ②幼児教育・保育サービスと相談支援体制等の充実
- ③子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成
- ④介護支援策の充実

取組3 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域社会における女性の参画の促進

- ①男女共同参画推進に向けた社会的気運の醸成
- ②女性団体の活動支援と女性地域活動指導者の資質の向上
- ③男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進
- ④町内会やボランティア活動等における男女共同参画

(2) 農山漁村における女性の経営参画

- ①農林漁業の分野における女性の参画拡大
- ②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進
- ③女性の活動に関する情報発信等

Ⅱ 誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして、個々の状況に寄り添い配慮(Care)する社会

取組4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策と被害者支援の推進	①ジェンダーに基づく暴力根絶に向けた意識啓発 ②性犯罪・性暴力被害者の支援 ③配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ④ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、売買春等への対策の推進 ⑤相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実
(2) 困難に直面する女性・子育て家庭等への支援	①困難に直面する女性への支援 ②ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備 ③経済的困難を抱える子育て家庭への支援 ④ヤングケアラーへの支援体制の整備
(3) 高齢者、障害のある人、外国人等が暮らしやすい生活環境の確保	①高齢者の就業・社会参画の促進と地域社会における支え合いの推進等 ②障害のある人の自立支援と生活環境の整備 ③外国人が共生できる生活環境の整備 ④すべての人に配慮した社会づくりの推進

取組5 生涯を通じた健康づくりの支援

(1) 健康づくりの支援	①生涯を通じた健康づくりの支援 ②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進 ③性や性感染症に関する適切な教育・啓発・相談の推進 ④低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進
(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援	①妊娠から出産・子育てに至る一貫した母子保健対策の充実 ②周産期・小児医療体制の充実

取組6 災害の教訓を生かした男女共同参画の視点の反映

(1) 平常時・非常時双方における男女共同参画の視点の反映	①防災に関する女性の参画拡大 ②平常時からの男女共同参画の視点の反映 ③様々な不安・悩みを抱える女性被災者を支援する体制強化
(2) 男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進	①男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進 ②NPO等との連携及びその活動の支援

Ⅲ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を相互に理解(Communication)し合う社会

取組 7 根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

- | | |
|--|---|
| (1) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消につながる広報・啓発活動の推進 | ①あらゆる世代における男女の相互理解を深めるための意識啓発
②行政、企業・団体等への啓発推進 |
| (2) 学校や家庭・地域社会における男女の相互理解を育む学習・教育の推進 | ①学校における男女平等教育の推進等
②家庭・地域社会における男女共同参画学習・教育の推進 |
| (3) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実 | ①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実
②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報収集
③県民、市町、企業、団体等への情報の提供 |

取組 8 「国際社会の中の日本」「日本の中の石川」という比較の視点の反映

- | | |
|------------------|--|
| (1) 国際社会の情報収集・提供 | ①国際規範・基準の本県への取り入れ
②国際社会の動向についての情報収集・提供 |
| (2) 国際交流・協力の推進 | ①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進
②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり
③グローバル化に対応する人材育成と活用 |

第4章 施策の方向と概要

I 社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する機会(Chance)が得られる社会

取組1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画の推進

【現状と課題】

急速な少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進む中、社会や組織における方針立案・決定過程への女性の参画を拡大することは、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点や、社会の多様性と活力を高め、本県の経済が力強く発展していく観点からも極めて重要です。

低い女性管理職比率とその背景

令和2年国勢調査では、本県の女性の就業率は全国トップクラス（全国3位）であるものの、管理職に占める女性の割合は全国38位となっており、企業において女性の個性と能力が十分に活かされているとは言えません。また、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）によれば、女性のリーダーを増やす上での障害や、女性が働き続ける上での障害について「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が最も多くなっています。

この現状に鑑み、企業における女性の採用・登用、雇用の継続、職域の拡大等、女性の能力発揮に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）(*2)の推進はもとより、社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、家庭内の相互協力体制を整えることが急務です。

あらゆる分野の方針の立案・決定過程への女性参画推進の高まり

県や市町はもとより、企業・各種団体や地域社会等においても、それぞれの分野に応じた適切なポジティブ・アクションを実施し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

これまで方針の立案・決定過程への参画が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、個性と能力を十分に発揮するためには、実践力や意思決定能力を身につけることが不可欠であり、女性自らが意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう支援を行うことも必要です。

さらに、経済団体や様々な関係機関がネットワークを形成し、女性の活躍に向けた総合的な支援を行っていくことがますます重要です。

*2 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

【施策の方向】

(1) あらゆる分野における女性参画・登用の拡大

①行政分野における女性の参画・登用の拡大

- ・県の審議会等委員に占める女性の割合については、引き続き50%を目標として参画を推進します。委員の選任にあたっては、法令等により委員の職が指定されているものに対する柔軟な対応についての検討を行い、計画的にまた過度に同じ顔ぶれにはならないよう、幅広い属性の女性の登用を促進します。
- ・市町における審議会等委員への女性の参画促進について働きかけます。
- ・各種審議会等をはじめとする方針の立案・決定過程への女性の参画を進めるために、関係機関と連携協力しながら、人材に関する情報を収集・提供できる体制の充実を図ります。
- ・県は、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画により、管理・監督職員への女性の登用、職域拡大と能力開発を推進します。
- ・市町における「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画により、管理・監督職員への女性の登用、職域拡大と能力開発が進むよう働きかけます。

②企業・団体等における役員・管理職等への女性登用の促進

- ・企業・団体等における女性の参画推進に向けた自主的な取組を認定することで、企業における取組の促進を図ります。
- ・企業・団体等における方針立案・決定の場への女性の参画が進むよう、経営者等の意識改革や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を推進します。
- ・働く女性がその能力を十分発揮できるよう、女性自身の管理職等への昇任意欲や資質を向上させるため、身近なロールモデルを示し、女性同士の交流の場を提供するとともに、キャリア形成に向けた意識改革を図ります。
- ・長時間労働や転勤は、女性が管理職を希望しない一因と指摘されており、こうした従来の労働慣行を前提にしない働き方や、ダイバーシティ経営(*3)等も推進します。
- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。

③女性の社会的、政治的問題に関する取組への支援

- ・女性の社会的、政治的問題に関する取組を促進するための意識啓発や研修を実施するとともに、女性の意見を県政に反映させるための取組を支援します。
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供を行います。

*3 ダイバーシティ経営

多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営を指す。

(2) あらゆる分野での女性の挑戦を促す社会的気運づくり

①女性の挑戦を歓迎する社会的気運の醸成

- ・ 起業やNPO活動、地域活動等の挑戦を続ける女性（個人・団体）の表彰を通じ、女性が社会や組織の方針立案・決定過程に積極的に参画することの社会的気運の醸成を図ります。
- ・ 経済団体や関係機関等、多様な主体によるネットワークを形成し、連携を図りながら、地域社会の実情に応じた女性の活躍を支援するとともに、地域活動等の活性化のため、あらゆる分野で活動する女性や女性団体・自主グループのネットワークづくりを支援します。

②理工系分野を選択する女性の拡大に向けた意識啓発

- ・ 県内企業の技術力を支える理工系人材の確保に向け、大学進学時の理工系学部選択や、卒業後の理工系分野への就職を促す意識啓発に取り組むこと等により、女子生徒・学生の理工系分野の選択を促進します。

取組2 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進

【現状と課題】

国においては、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現のため、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」や「女性活躍推進法」の改正等法律や制度の整備が着実に進められてきました。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護等との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリング(*4)の機会を得ながら、その能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

高い女性就業率、なおも続く男女給与・待遇格差

本県においても、保育サービスの充実等の子育て支援や、再就職を希望する女性への就業支援等、女性が働く環境の整備を積極的に進めており、女性の就業率は、令和2年国勢調査で全国第3位(53.9%)と、女性の社会進出に着実な進展が見られます。

一方、男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの、未だ解消には至っておらず、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響していると考えられます。また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的意義もありますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用労働者の割合が高いことも、男女間の格差の一因になっています。

「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)によれば、職場での男女平等について、「昇進・昇格」において、「男性が優遇されている」は、全体の34.9%に上り、続いて「人事配置」と「賃金」においては、全体の29.6%が「男性が優遇されている」と回答しています。

女性特有の様々なハラスメント対応の課題

就活ハラスメントや職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するマタニティハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント等の根絶等、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保が重要です。

さらに、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等に関連する法令や制度の定着のほか、男女間の格差の是正や女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、職場環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進する必要があります。

*4 リ・スキリング(リスキリング)

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させることを指す。

女性のキャリア形成を阻む無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

本県の令和6年度の育児休業取得率は、女性・男性ともに全国平均を上回っており、育児休業の取得促進は、着実に進んでいることがわかります。

一方、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）によれば、仕事と家庭を両立する上で必要なこととして、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」

（62.3%）が最も多く、続いて「労働時間の短縮や休暇制度の充実」（54.9%）となっています。

女性が働き続ける上での障害については、「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっています。

これらのことから、長時間労働や転勤等を当然とするこれまでの労働慣行や、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている実態が伺えます。その結果として、女性が離職せざるを得ない場合や、主体的かつ積極的に活躍することが困難となる場合が生じる可能性があります。

フレキシブルワーク（柔軟な働き方）(*5)の推進の必要性

在宅勤務や短時間勤務等、新たな就業形態の普及のほか、仕事から一定期間離れた人に対する再就職支援や起業、自営業等多様な働き方を可能とする環境の整備を一層充実していく必要があります。

さらに、時間や場所を有効に活用でき、柔軟に働ける環境整備に向け、オンラインと出社を組み合わせたフレキシブルワークの活用を一層促進することは、多様で柔軟な働き方の実現を図り、ワークライフバランスの推進や人手不足の解消に資するものであり、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点からも重要です。

【施策の方向】

（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する法や制度の周知

- ・ 男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、「男女雇用機会均等法」等の定着を図られるよう、企業等への普及啓発を推進し、自主的な取組を促進します。
- ・ パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規労働者の労働条件の向上を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等、関係する法令の周知・啓発とともに差別の解消や就業条件の整備に向けた相談の充実を図ります。
- ・ 企業等に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の自主的な導入を推奨する等の啓発を行います。
- ・ 母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう職場環境の整備を促進します。

*5 フレキシブルワーク

テレワークを活用した柔軟で機動的な働き方を指す。石川県では、フレキシブルワークを職員の働き方として定着させるため、様々な取組を行っている。

②職場・取引関係・就職活動における各種ハラスメントの防止

- ・職場におけるセクシュアルハラスメント防止が盛り込まれた「男女雇用機会均等法」及び、同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図ります。
- ・妊娠・出産、育児・介護休業等の取得を理由とする不利益取扱いや、企業におけるパワーハラスメント等の様々なハラスメントの防止に向けた取組の促進と、国籍や性別などに関係なく相談できる体制の充実等に努めます。
- ・フリーランスや女性起業家へのハラスメント防止を推進し、請負契約の関係者等直接雇用関係にない労働の場等においても、セクシュアルハラスメントの定義の周知や問題の根底にある差別意識の解消に向けた啓発を推進します。

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

①長時間労働の削減等ワークライフバランスの取組促進

- ・企業等をはじめ労働者及び一般県民に育児・介護休業についての周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減等男性が家庭・地域社会等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。
- ・「女性活躍推進法」、「次世代育成支援対策推進法」及び「いしかわ子ども総合条例」に基づく、一般事業主行動計画の着実な実行や取組の更なる充実等と質の向上支援を促進するとともに、男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。
- ・県は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画により、職員の仕事と子育ての両立を推進します。
- ・長時間労働削減等の働き方改革に向け、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集・情報提供を行い、関係機関と連携して啓発を行います。

②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

- ・県民に対してワークライフバランスの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、仕事と子育ての両立のノウハウの提供を行います。
- ・女性に偏っている家事等の負担を軽減することで、女性のさらなる活躍を後押しするため、家事アウトソーシング（外部委託）の普及啓発を図ります。
- ・事業所に対して、完全週休二日制やリフレッシュ休暇等各種休暇制度の導入や年次有給休暇の取得を促進します。

(3) 多様な生き方・働き方を可能にする支援と就業環境の整備

①デジタル技術を活かしたフレキシブルワークの普及

- ・時間や場所を有効活用できるフレキシブルワークや、効率的・自律的に働けるフレックスタイム制度等、多様な働き方を可能にする就業環境の整備についての普及啓発を推進します。

②雇用によらない働き方の推進と女性起業家への支援

- ・小規模事業者やフリーランスとして働く女性の経営能力や販売方法・技術等の向上を図るための研修・セミナー開催等を支援します。
- ・適切な労働時間や休日の確保等労働条件の整備について普及啓発を行います。

- ・女性起業家に対し、経営管理や法制度等の基礎的な知識を習得するための講座の開催や情報の提供、ビジネスプランの策定、制度融資による支援を実施します。
- ・起業を目指す女性に向けた相談窓口の開設や、起業に際して必要な知識を得るための講座の開催、ネットワーク形成のための交流促進のほか、取組事例の収集・情報提供を行います。

③女性の再就職の支援と職業能力開発

- ・子育て等で就業を中断した女性が再就職できるよう、女性ジョブサポート石川を通じて、企業見学会や就職支援セミナーの開催等による支援を行うとともに、企業に向けて女性活用に資するセミナーを実施します。
- ・多様なニーズに対応した職業訓練を、産業技術専門校等の公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関を活用することにより推進します。
- ・女性の職業能力開発のために、企業、団体に対して研修や訓練の機会の充実を図るよう働きかけます。
- ・女性ジョブサポート石川において、個人の意欲と能力に応じた職業の情報提供や相談への対応をはじめ、職業能力発揮のためのキャリアカウンセリングや職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報の提供、相談体制の充実を図ります。

(4) 子育て・介護等における女性の負担の是正

①子育て・介護を行う労働者の就労継続の支援

- ・労働者が仕事と子育て・介護を両立できるよう、関係機関と連携して啓発を行うとともに、企業等の自主的な取組を支援します。
- ・休業期間中に必要な生活資金の低利融資や、臨時的な保育や軽易な介護等に対する地域社会での相互援助活動を推進します。
- ・子育てや介護を理由に休業した人の業務を代替する人を確保するための助成制度の周知・啓発を行います。

②幼児教育・保育サービスと相談支援体制等の充実

- ・子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図り、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- ・幼児教育・保育サービスの安定的な提供と今後を担う人材の確保のため、新規資格取得者の確保や離職者の現場復帰、保育教諭・保育士の負担軽減等の取組を進めるほか、保育教諭・保育士や放課後児童支援員等への研修を実施し、職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。
- ・子育てに関する不安・悩みの解消に向けて、認定こども園や保育所等で育児相談や育児体験、一時預かりを実施するほか、子育て支援プランの作成を関係者が連携して行う等、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を推進し、利用相談ができる体制の充実を図ります。

③子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

- ・ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPO等地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。
- ・ 企業等による子育て支援活動を促進します。
- ・ 妊産婦や子育て世帯が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

④介護支援策の充実

- ・ 住み慣れた地域社会や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制を整備します。
- ・ 生活全般にわたる公的なサービスの充実と多様な主体が支え合う地域社会づくりに取り組む等、介護に関わる方々の負担軽減に向け、関連施策の充実を図ります。

取組3 地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

集落等の地域社会は、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、近所同士が顔見知りで互いに助け合うという、昔からの信頼関係や絆の深さが強みです。

反面、そうした緊密な人間関係に生きづらさを感じて、他人からの干渉が少なく多様な意見が尊重されやすい都市部へ人口が流出しているという指摘もあります。

本格的な人口減少が進む中で、地域社会の強みと活力を維持するためには、あらゆる分野において多様性が尊重されることが必要不可欠です。

組織の長に占める女性の割合の低さ

女性は自治会・町内会、PTA等、身近な地域社会活動において大きな役割を担っていますが、これらの組織の長に占める女性の割合は低く、地域社会における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大が求められます。

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）によれば、「自治会やPTA等の地域活動で、女性が方針決定の場に参画するために必要なこと」の問いに対し、「様々な立場の人が参加しやすいよう活動時間帯を工夫すること」（51.8%）が最も多く、次に「地域活動のリーダーは男性が務めるという性別による役割分担意識を改めること」（44.0%）が続きます。

こうした結果から、性別に捉われることなく、女性が地域活動のリーダーとして参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性への向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要です。

農山漁村において根強い無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

農山漁村では、女性は生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。その背景には、これまでの地域社会での慣行等を含め、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、男女双方の意識改革と理解を促進する必要があります。

農山漁村における男女共同参画を推進するためには、家庭や地域社会での意識改革をはじめ、農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を図りながら、生産組織や組合、地域社会の様々な方針決定の場に女性が参画していくことが重要です。

【施策の方向】

（1）地域社会における女性の参画の促進

①男女共同参画推進に向けた社会的気運の醸成

- ・男女共同参画の推進に資する活動を続けている個人や団体を表彰し、地域社会における活動の気運醸成や裾野の拡大を図ります。

②女性団体の活動支援と女性地域活動指導者の資質の向上

- ・女性団体や自主グループが、その主体性を活かしながら組織の力を結集し、あらゆる場面で男女共同参画による地域社会づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。
- ・女性の地域活動の活性化のために、女性リーダーやその候補者の資質向上を図ります。

③男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進

- ・男女共同参画推進員や男女共同参画推進応援団が行う、地域社会における根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を支援します。

④町内会やボランティア活動等における男女共同参画

- ・地域社会での固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るとともに、自治会、町内会等の地域組織の運営等地域社会づくりへの女性の参画を促進します。
- ・男女が希望に応じてボランティア活動に参加できるよう、ボランティア関係団体等と連携し、情報提供等を行います。また、NPO活動への参加促進のための環境整備を推進します。

(2) 農山漁村における女性の経営参画

①農林漁業の分野における女性の参画拡大

- ・農林漁業団体等における多様な交流や組織活動の活発化を支援します。
- ・農業委員や農協理事・総代等、関係団体における方針の立案・決定過程への女性の参画を促進します。

②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進

- ・女性農業者が経営者として、または主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する家族経営協定の締結を促進します。
- ・女性農業者の能力向上を図り、女性認定農業者を育成します。
- ・研修会等の開催により、起業活動の支援及び経営企画力向上に向けた新商品開発や販売手法の習得の支援を行います。

③女性の活動に関する情報発信等

- ・女性の活動の周知のため、農林漁業まつりや表彰事業等を通して情報を発信します。
- ・女性のネットワークの強化を図り、気軽に情報交換ができる場を創出します。

II 誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして、個々の状況に寄り添い配慮(Care)する社会

取組4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

誰もが性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現には、個人の人権が尊重され、安全かつ安心して暮らせることが不可欠です。

しかしながら、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因になっています。

男女共同参画の根幹を脅かす「暴力」

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）によれば、配偶者から暴力(*6)を受けた経験のある人の割合は、35.5%(女性39.2%、男性30.6%)となっています。

配偶者から暴力を受けた時の相談の有無・相談先については、どこ(だれ)にも相談していない割合が、53.6%(女性48.0%、男性63.8%)、相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が57.1%(女性47.9%、男性68.9%)と高く、被害が潜在化しているおそれがあります。

また、性犯罪・性暴力の被害についても、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが考えられます。暴力の根絶に向けて、誰もが加害者、被害者、傍観者とならないよう、社会全体でこの問題に取り組むことが重要です。

加えて、暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があり、関係機関が連携を強化し、支援体制の充実に努めることが求められます。

困難な問題を抱える女性の存在

経済社会における男女が置かれた状況の違い等から、女性は経済的な困難や教育・就労機会の不平等、地域社会での孤立等、様々な生活上の困難に陥りやすいことが懸念されます。

このため、様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を行う必要があります。

ひとり親家庭が直面する様々な困難

本県におけるひとり親世帯は、令和4年では総世帯数の2.0%で、父子世帯も含めたひとり親世帯では、ひとりで仕事も子育ても両立しなければならない困難に直面している場合もあり、ひとり親世帯の家族が安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備を図る必要があります。

*6 暴力の内容（「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）より）

「身体的暴行」（なぐる・ける、物を投げつける等）、「心理的攻撃」（人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視する等）、「性的強要」（嫌がっているのに性的な行為を強要される等）「経済的圧迫」（生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる等）を指す。

ひとり親世帯の88.6%を占める母子世帯では、パート・アルバイトといった非正規雇用で働く傾向が強く、経済的な困難に直面している場合もあることから、就職等自立のための支援の充実に取り組む必要があります。

多様性を尊重する環境づくりの必要性

本県の人口に占める65歳以上の高齢者は、令和7年では31.2%で、今後も増加傾向にあるとともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されています。高齢者が地域社会で生きがいを持ち安心して暮らすために、高齢期の男女が共に社会の担い手として活躍できるよう社会参画の機会を拡大するとともに、地域社会における支え合いを推進していく必要があります。

このほか、性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的な困難な状況に置かれる場合があることに留意し、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

【施策の方向】

（1）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策と被害者支援の推進

①ジェンダーに基づく暴力(*7)根絶に向けた意識啓発

- ・性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるべきではないという、一層の意識啓発を図ります。
- ・若年層に対して、性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための教育・啓発を行います。
- ・暴力を止めたいと自覚している加害者に対し、自らの暴力の責任を負い、暴力を抑止できるようにするための個別相談を行います。
- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう安全・安心な利用に向けた啓発を推進します。
- ・青少年の健全な育成のため、「いしかわ子ども総合条例」を踏まえ、有害図書等の指定制度の効果的な運用に努めるほか、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を推進します。

②性犯罪・性暴力被害者の支援

- ・いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援等の心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで支援を行います。

*7 ジェンダーに基づく暴力

国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（1993年）では、女性に対する暴力を「公的・私的な場面でのジェンダーに基づく身体的、性的、心理的・精神的危害・苦しみを引き起こすまたは引き起こす可能性のある行為、強制や自由の剥奪」と定義している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）では、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けて、女性に限らず、男性や性的マイノリティの人を含む、ジェンダーを理由に向けられる身体的、性的、心理的、経済的暴力等の予防やリスク軽減に向けた取組を実施している。

- ・性犯罪に対して被害届がなされた場合に、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、保護を行い、捜査過程における被害者の負担軽減や二次被害の防止を推進するとともに、産婦人科医師等や犯罪被害者等支援コーディネーター、その他の関係機関と連携を図ります。

③配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・女性相談支援センターは、関係機関との連携を密にし、配偶者等からの暴力に関する相談から保護、自立までの総合的な施策を推進します。
- ・配偶者等からの暴力と児童虐待が密接に関連していることを踏まえ、女性相談支援センターと関係機関（児童相談所や市町等）との連携を強化し、適切な対処に努めます。

④ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、売買春等への対策の推進

- ・ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者の適切な保護等、迅速・的確な支援を行います。また、精神科医と連携して加害者の精神医学的治療につなげる等再犯の防止を図ります。
- ・文部科学省「セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程」（平成11年3月）に基づき、教育現場における管理職等を対象とした研修の実施や、苦情処理体制の整備等防止の取組が適切になされるよう努めます。
- ・売買春の斡旋行為等の取締りの強化を図り、売買春の被害に遭うおそれのある女性に対しては、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関と連携し、自立に向けての支援を行うなど、売買春を未然に防ぐための施策を推進します。
- ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」及び「いしかわ子ども総合条例」に基づく取締りを厳正かつ的確に行うとともに、被害児童に対して、カウンセリングを実施する等、心のケアに努めます。

⑤相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実

- ・被害者が安心して相談できる環境を整備し、ケースに応じた適切な相談やカウンセリング、さらに自立支援までを行うとともに、すべての人に対する適切な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。
- ・被害者と接する機会の多い職業の従事者が、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるよう研修等の充実を図ります。
- ・犯罪被害者等の負担軽減のため、支援コーディネーターを配置し、ワンストップサービスで支援を行います。

（2）困難に直面する女性・子育て家庭等への支援

①困難に直面する女性への支援

- ・生活困窮等の困難な問題を抱える女性が必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センターにおいて安心して相談できる環境の整備を推進するとともに、ワンストップで支援を行います。
- ・女性が抱える多様化・複合化・複雑化した問題を解決するため、民間団体・関係機関等と協働・連携し、女性が気軽に相談できる場の提供やSNS相談等に取り組みます。

②ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備

- ・家庭環境等に配慮したきめ細かい就職支援等の自立支援とひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援対策の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

③経済的困難を抱える子育て家庭への支援

- ・子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を推進します。
- ・経済的理由により高校、大学等への進学が困難な人に対し、就学支援金や返済義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行い就学機会の確保を図ります。
- ・生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

④ヤングケアラーへの支援体制の整備

- ・ヤングケアラーが、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、市町や民間団体と協働し、その自主性を尊重しつつ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

(3) 高齢者、障害のある人、外国人等が暮らしやすい生活環境の確保

①高齢者の就業・社会参画の促進と地域社会における支え合いの推進等

- ・高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる条件整備を図ります。
- ・高齢者が豊かな経験と知識を活かし、NPO活動・ボランティア活動に参加できるよう、環境の整備を推進します。
- ・高齢者が安心して生活を営むことができるよう、地域社会での見守り体制等の充実を図るとともに、地域社会に根ざしたボランティアの育成を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域社会や家庭での生活を継続できるよう、介護する家族の負担軽減を図るため、居宅サービスや地域密着型サービス等在宅生活を支えるサービスの導入を推進します。
- ・在宅医療・介護連携体制整備の推進に向け、コーディネーター等に対する研修会を開催するほか、広域的な連携の場を設け、課題解決や情報共有、ネットワークの構築を支援します。
- ・介護保険施設等について、計画的な整備や、個室ユニット化等個人の尊厳確保等に配慮した整備を推進します。
- ・多様化する利用者のニーズを踏まえ、良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、人材の確保として学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在介護・福祉人材の再就業促進、就業者の定着促進、また、人材の養成と資質の向上として、職員向け研修、経営者・施設管理者向け研修に取り組みます。

②障害のある人の自立支援と生活環境の整備

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も地域社会において共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、取組を推進します。

③外国人が共生できる生活環境の整備

- ・外国人住民が生活に関する適切な情報や支援に迅速にアクセスできるよう、多言語による情報提供および相談対応の充実を図ります。
- ・日本語の学習機会を提供するとともに日本語支援ボランティアを育成します。
- ・防災ガイドブックの作成、災害時外国人サポーターの育成等を通して、外国人住民が地域で安全・安心な暮らしを営めるよう総合的な支援に努めます。
- ・配偶者等から暴力を受けた外国人住民に被害者の支援情報が適切に届くよう関係機関と連携し情報提供等に努めます。
- ・地域住民の外国人や外国文化に対する理解促進を図るとともに、外国人住民に対しても日本の慣習や文化への理解促進を図ります。
- ・外国人住民が地域社会の一員として主体的に活動に参加できるように支援することにより、外国人住民と地域住民がともに生き生きと安心して暮らせる多文化共生の社会づくりを推進します。

④すべての人に配慮した社会づくりの推進

- ・高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できるバリアフリーの社会づくりを推進します。
- ・性的マイノリティ(*8)について正しい理解や認識を深めることができるよう、民間団体
- ・等と連携して、県民に向けた幅広い啓発を推進するとともに公務員や教員が性的マイノリティについて正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるよう研修を行います。

*8 性的マイノリティ

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ（性自認・性同一性）（自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識）が生物学的な性と異なる人を指す。

代表的な性的マイノリティの例として、レズビアン（Lesbian, 同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（Gay, 同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（Bisexual, 同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（Transgender, 出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもある。

取組5 生涯を通じた健康づくりの支援

【現状と課題】

男女が相互の身体的性差を理解し合い、人権を尊重して互いが尊厳をもって生きることは、男女共同参画社会の形成のために重要です。

女性の心身の健康についての正確な知識

女性の心身の状態は、年代や妊娠・出産等によって大きく変化するという特性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（*9）の視点が特に重要です。

また、性感染症や低体重（痩せすぎ）等の健康を脅かす問題についても、学校教育や地域社会等において予防・防止対策や正しい知識の理解促進を図っていくことが重要です。

とりわけスポーツ分野において、女性競技者の活躍が進む一方で、選手生命に大きな影響を及ぼす女性競技者の三主徴（*10）などの医学的課題があり、それらに悩むことなく、健康に活躍できる環境の整備が必要です。

ライフステージごとの健康理解及び特性に応じた支援の必要性

女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起することで、働く女性が、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題により望まず離職等となることを防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう取組を図ります。

男性についても、女性に比べて認知度が低いものの、更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も考えられるため、男女ともに、双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められます。

【施策の方向】

（1）健康づくりの支援

①生涯を通じた健康づくりの支援

- ・誰もが生涯にわたり心身とも健康に過ごすため、性差に応じた的確な保健・医療を受けられるよう、環境整備を図ります。
- ・あらゆる世代を通じて、運動習慣の定着や身体活動量の増加に取り組むとともに、正しい食生活の理解促進と実践の支援等生活習慣の改善を推進します。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識を広く社会に浸透させ、県民が正しい知識・情報を得、認識を深めることができるよう努めます。

*9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は、1994年の国際人口開発会議（カイロ会議）のカイロ行動計画で明文化された概念。人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスという。また出産の時期や子ども的人数、産まないという選択を自由に決定できるとともに、そのための情報と手段を得ることができるという権利をリプロダクティブ・ライツと言う。

*10 女性競技者の三主徴

利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症を指す。

- ・女性のライフステージごとの健康課題の解決に向けて、フェムテック(*11)の振興を図ります。
- ・大学生等の若い世代に対し、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケア(*12)の取組を行います。
- ・中高年男性の自殺者数が多い状況であることを踏まえ、自殺総合対策大綱や石川県自殺対策計画に基づいた対策に取り組めます。
- ・女性競技者の三主徴や妊娠・出産等のライフイベント等選手生命に大きな影響を及ぼす課題について、女性競技者や指導者に対する啓発を図ります。

②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

- ・女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため正しい知識について啓発普及を図るとともに、がん検診を受けやすい体制整備を推進します。

③性や性感染症に関する適切な教育・啓発・相談の推進

- ・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進します。
- ・県民を対象とした女性のための相談事業の充実を図ります。
- ・H I V（エイズ）、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、感染者等に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう啓発活動を行います。

④低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進

- ・健康を守りながら妊娠・出産ができるよう、母親の低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙等との関連について普及啓発し、妊娠初期からの健康管理や保健指導の充実を図ります。
- ・20歳未満の者の喫煙・飲酒の防止や家庭等における受動喫煙の防止について、家庭、学校、地域社会が協力して取り組みます。
- ・社会全体に悪影響を与える薬物乱用については、薬物の影響に関する正しい知識普及と防止対策の強化及び薬物依存者の社会復帰を図ります。

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

①妊娠から出産・子育てに至る一貫した母子保健対策の充実

- ・妊娠期からの母子の健康を確保するため市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、若年・未婚・多胎等の妊娠出産育児において困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を行います。
- ・望まない妊娠等、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談を行います。
- ・不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

*11 フェムテック

「Female（女性）」と「Technology（技術）」を掛け合わせた造語。女性が抱える健康の課題を、テクノロジーで解決する製品やサービスを意味する。

*12 プレコンセプションケア

「妊娠前の健康管理」を意味する。将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す。

②周産期・小児医療体制の充実

- ・母子の健康や医療の不安の解消に向けて、ハイリスク出産の増加傾向に対応した高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科、小児科医等の確保に向けた取組等を推進します。

取組6 災害の教訓を生かした男女共同参画の視点の反映

【現状と課題】

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）だけでなく、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）、例えば、男女共同参画の理解促進の度合いによって、その被害の大きさが決まってくると考えられています。被害をできる限り小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かします。とりわけ、女性や子ども、ぜい弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。そのため、男女共同参画の視点による災害対応が行われることが、防災・減災及び、災害に強い社会の実現にとって重要です。

なお、県では、平成20年度から防災分野への女性の参画推進に取り組んでおり、女性防災士数は、令和6年度末に目標の3千人を達成し、3,243人となりました。

令和6年能登半島地震における男女共同参画の視点の不足

県が実施した令和6年能登半島地震対策検証結果では、「避難所において多様なニーズを踏まえた生活環境整備が十分でなかった」と指摘があり、国の調査においても、避難所における炊き出しの負担が女性に偏る事例があったとされています。

今後は市町ともさらに連携しながら、防災対策に男女共同参画の視点を入れ、防災分野における女性の更なる活躍を推進することが急務です。

そのため、平常時から、男女共同参画社会の実現に向けて、社会における慣行等を含め、根深い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた男女双方の意識改革と理解を促進する必要があります。とりわけ、非常時には、この傾向が強くなり、家事・子育て・介護等の負担が女性に集中し、性暴力や配偶者等からの暴力の被害が生じたりするといったジェンダー課題の増幅が懸念されます。

これらを踏まえ、防災・減災対策においては、災害から受ける影響や支援のニーズは、男性と女性で異なることを認識し、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められます。さらに、男女を問わず悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、被災地における生活再建に向けた心身のケアも重要です。

【施策の方向】

（1）平常時・非常時双方における男女共同参画の視点の反映

①防災に関する女性の参画拡大

- ・女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図ります。
- ・避難所の運営等の防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議や災害対策本部等の方針決定過程における女性の参画を拡大します。

②平常時からの男女共同参画の視点の反映

- ・災害時に必要な避難・生活再建・復旧活動が、「炊き出しは女性が得意なはず」といったような無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に支配されることなく、それぞれの得意を活かした男女共同参画の考え方で進められるよう、防災関係者に対する研修の

実施等の諸活動を展開するほか、市町に対して同様の取扱いを促します。

- ・地域社会の各種団体や企業等との連携を通じ、男女共同参画の考え方で地域コミュニティ防災体制の充実を図ります。

③様々な不安・悩みを抱える女性被災者を支援する体制強化

- ・不安や様々な悩みを抱える女性被災者が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談支援を行うとともに、交流会等の気軽に立ち寄れる場を提供します。

- ・災害時には、女性被災者等の困りごとやニーズを把握し、必要な支援を行うとともに、避難所運営等において配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保を図られるよう、働きかけます。

(2) 男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進

①男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進

- ・被災地における創造的復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を生かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、その普及・浸透を図ります。

②NPO等との連携及びその活動の支援

- ・防災や復旧・復興に関する活動を行うNPO等との連携や活動支援を行うとともに、それらのNPO等が男女共同参画の視点を取り入れた活動が行えるよう、情報提供を行います。

Ⅲ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を相互に理解(Communication)し合う社会

取組7 根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

【現状と課題】

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が進められ、関係する法令の整備も進んできましたが、「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」の回答は64.2%であり、「平等」の回答は、10.8%となっています。こうした背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が大きな障壁となっていることが挙げられます。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消の重要性

根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであり、女性と男性のいずれにも存在し、進路選択や就業等様々なライフスタイルに影響を与え、家事・子育て・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働等心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面があります。そのため、県民一人ひとりの意識が変わり、従来の性別による固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きることにつながります。

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組の実効性を高めていくためにも、あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた取組を継続して行っていくことが重要です。

幼児期から大人に至るまでの教育啓発

すべての人が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、教育の果たす役割は非常に重要です。学校教育は、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神に則り、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性についての指導を引き続き充実させるとともに、男女が共に社会の一員としての役割を果たしつつ、それぞれの個性と能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにすることが大切です。そのため、学校教育等において生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な知識や経験等を培うことが重要であり、一人ひとりの適性と能力を尊重した教育を進める必要があります。

また、家庭における生活習慣や教育に対する姿勢は、子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族の一人ひとりが平等であり、家事・子育て等の家庭生活は男女が共に担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。

【施策の方向】

(1) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる広報・啓発活動の推進

①あらゆる世代における男女の相互理解を深めるための意識啓発

- ・企業・家庭・地域社会等、様々な場面における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発の取組を推進します。
- ・男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、地域社会、年代に応じ、わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を展開します。
- ・男性が家事・育児に参画することや、介護休業・休暇を取得することに対する周囲（地域社会、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行います。

②行政、企業・団体等への啓発推進

- ・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画を推進していくため、県及び市町の職員の意識改革に取り組みます。
- ・企業や各種団体等の研修に男女共同参画に関するテーマを取り入れ、社員等の意識啓発を行うよう理解と協力を求めます。
- ・企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集・情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、企業等に対して育児休業等の取得や長時間労働削減等に向けた啓発を行うことにより、家庭・地域社会等へ男性が参画しやすい職場環境づくりを推進します。

(2) 学校や家庭・地域社会における男女の相互理解を育む学習・教育の推進

①学校における男女平等教育の推進等

- ・初等中等教育において、次代を担う子どもたちが固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、その個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から、男女の協力、思いやりや将来の生き方等、男女共同参画の理解を促進します。
- ・初等中等教育において、児童生徒の男女共同参画意識を高め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、学校長をはじめとする教職員の研修等を実施します。
- ・高等教育機関に対して、教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう働きかけるとともに、男女共同参画社会の形成に資する研究成果について、学校教育や社会教育における活用を促進します。
- ・高等教育機関において、大学生等次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、主体的に多様な生き方や働き方を選択することができるよう、男女共同参画意識の醸成を図るための機会を提供します。
- ・進路選択の際には、保護者や教職員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、職業に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、仕事内容や働き方への理解を促進します。

②家庭・地域社会における男女共同参画学習・教育の推進

- ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供や、家庭における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を推進します。
- ・家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実を図ります。
- ・男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する諸問題についての理解を深め、男女が共に地域社会や職場等における活動に参画できるよう、学習活動や地域活動において指導、助言できる指導者の養成を図ります。

(3) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実

①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実

- ・男女共同参画苦情処理機関（*13）の制度の周知を図るとともに、苦情に対して適切な処理を行います。
- ・女性に対する相談体制の充実及び関係相談窓口との連携強化に努めます。

②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報収集

- ・男女共同参画に関する県民意識や女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を行います。

③県民、市町、企業、団体等への情報提供

- ・国や市町、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物を幅広く収集・整理し、県民へ提供します。
- ・特に市町に対しては、男女共同参画計画に基づいた各種施策が効果的に行われるよう、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。

*13 男女共同参画苦情処理機関（県男女共同参画推進条例第13条に基づく機関）

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、または男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者または在勤若しくは在学する者からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関。

取組8 「国際社会の中の日本」「日本の中の石川」という比較の視点の反映

【現状と課題】

近年、国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントが主要議題に取り上げられる等、男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しています。

令和5年（2023）年のG7日本議長国年には、広島サミット及びすべての閣僚会合にてジェンダー平等を議題として取り上げ、G7広島首脳コミュニケ及びG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（*14）をはじめとする閣僚会合成果文書にジェンダー視点を盛り込みました。

また、令和6（2024）年9月に国連で採択された「未来のための約束」（*15）においても、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメントが持続可能な開発の不可欠な前提条件であること」が確認されています。

国際社会におけるジェンダー平等と石川県

世界には多様な文化や習慣があり、女性を取り巻く問題も多種多様です。

世界の中の日本、日本の中の石川県という比較の視点を意識して施策や活動を進めることが、多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。

また、男女共同参画社会の形成を図るため、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、世界の様々な情勢や問題について正しく理解できる人材の育成が重要です。

【施策の方向】

（1）国際社会の情報収集・提供

①国際規範・基準の本県への取り入れ

- ・国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等を本県の実情に合わせて取り入れ、その浸透を図ります。

*14 G7 広島首脳コミュニケ及びG7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合

G7におけるジェンダー主流化の流れをより強固なものとするとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に関する取組の国際社会への発信及び一層の進展の契機とするため開催された。

成果文書においては、共同声明（日光声明）を取りまとめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女児に与えた不均衡な影響について、その背景の構造的な課題（女性の経済的自立やジェンダーに基づく暴力等）に立ち返りつつ、それらを包括的に分析・検討、体系的に整理している。

*15 「未来のための約束」

ニューヨークにおいて開催された「国連未来サミット」で採択された持続可能で公平な未来を目指す国際協定を指す。グローバル・デジタル・コンパクトと将来世代に関する宣言が盛り込まれており、人権やジェンダー、持続可能な開発に強く留意しながら様々なさまざまな課題に関して明確なコミットメントを行うことにより、確実な実施を目指している。

②国際社会の動向についての情報収集・提供

- ・男女共同参画に関する先進事例を含む諸外国の取組についての図書や資料等情報を収集・提供します。

(2) 国際交流・協力の推進

①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進

- ・友好交流地域（ロシア・イルクーツク州、中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道）をはじめ、世界の各地域との多様な交流を推進します。

②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり

- ・民間国際交流団体の活動支援や、県民のボランティア活動への参加促進を通じて、相互の連携・協働体制づくりを強化します。

③グローバル化に対応する人材育成と活用

- ・青少年の海外留学等への支援や、多文化社会・国際化に対応した教育の充実、コミュニケーション能力の向上に向けた取組等により、地域社会の国際化を担うグローバル人材を育成し、その活用を促進します。

第5章 計画の総合的な推進

1 県における推進体制

(1) 庁内の推進体制の充実

県の男女共同参画施策を総合的に推進するために設置した石川県男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理を行います。

(2) 石川県男女共同参画審議会の設置

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した石川県男女共同参画審議会において、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行います。

(3) 男女共同参画苦情処理機関の設置

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画苦情処理機関において、制度の周知を図るとともに、苦情に対して適切な処理を行います。

(4) 男女共同参画に関する調査・研究、施策の企画・立案の充実

庁内各課と連携を図りながら、男女共同参画の現状における問題点の把握や調査・研究を進め、男女共同参画社会の形成に向けた施策の企画・立案に活かします。

(5) 男女共同参画推進員の設置及び男女共同参画推進応援団の活用

- ・「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画推進員が地域社会における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。
- ・男女共同参画推進員経験者による応援団を活用し、推進員への助言指導や広域的な普及啓発活動を進めるとともに、応援団の自主的な活動を促進します。

(6) 石川県女性センターの充実

男女共同参画を推進するための総合的な拠点施設として女性センターの役割は重要です。女性の主体的な生き方を支援する事業を充実させるとともに、女性団体・自主グループのネットワークの拠点として充実を図ります。

(7) 石川県女性相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力の被害者に対し、関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進するとともに、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」として、性暴力被害者に寄り添った支援をワンストップで行う等、あらゆる暴力等に対する相談支援体制の充実を図ります。

(8) 公益財団法人いしかわ女性基金との連携

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された公益財団法人いしかわ女性基金と緊密に連携し、男女共同参画社会の実現に向けての効率的な事業展開や広報・啓発活動を推進します。

2 市町との連携

- ・県は、市町と連携して男女共同参画社会形成のための活動に取り組むとともに、各市町で男女共同参画施策が推進されるよう、男女共同参画に関する情報を収集・提供できる体制の充実を図ります。
- ・男女共同参画推進員が地域社会における活動を市町及び応援団と連携を図りながら進めることができるよう支援します。

3 国との連携

国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組を踏まえつつ施策の効果的な推進を図ります。

4 関係機関、民間団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現を図るため、行政機関はもとより、関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

5 職員研修の充実等

県職員をはじめ市町職員、団体職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と関心を深めるための研修機会や情報提供の充実を図ります。

6 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、身近なところからその実現に向けた取組を実践していくことを期待します。

7 計画の進行管理

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し年次報告として公表します。

8 数値目標（別表）

数値目標を設定し計画の着実な推進を図ります。

別表 数値目標

目 標	項 目	現状値(年度)	目標値(年度)
I 社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する機会(Chance)が得られる社会	県の審議会等における女性委員の割合	44.2%(R6)	50%(R12)
	管理的職業従事者に占める女性の割合 ※ ※(国勢調査「就業状態等基本集計」による)	14.3%(R2)	25%(R12)
	自治会長に占める女性の割合	3.7%(R6)	10%(R12)
	ワークライフバランス表彰企業数(累計)	128社(R6)	180社(R11)
	父親の育児・家事の頻度※ (週3日以上)の割合)	46.4%(R6)	70%(R11)
	男性の育児休業取得率※	42.6%(R6)	85.0%(R12)
	県職員の男性の育児休業の取得率※	78.9%(R6)	(検討中)
	放課後児童クラブ登録児童数※	16,696人(R6)	18,500人(R11)
	マイ保育園利用登録率	65.1%(R6)	80%(R11)
	女性農業委員の割合	15.5%(R6)	20%(R14)
	認定農業者数に占める女性の割合	4.9%(R6)	6%(R14)
	主業経営体に対する家族経営協定の締結割合※ (主業経営体：農業所得が主で、1年間に自営農業に60日以上 従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体)	32%(R6)	50%(R14)
II 誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして個々の状況に寄り添い配慮(Care)する社会	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	36.9%(R6)	50%(R12)
	性暴力に関する若年層向け出前講座の実数	120講座 (R3～R6累計)	300講座 (R3～R12累計)
	地域見守りネットワーク協定締結事業者数	101事業所(R6)	150事業所(R14)
	特定健康診査受診率	60%(R3)	70%(R11)
	自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	16.8(R4)	12.8以下(R8)
III 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を相互に理解(Communication)し合う社会	「男女共同参画社会」という用語の周知度	75.8%(R6)	100%(R12)
	「社会全体における男女の地位」が平等と感じる人の割合	10.8%(R6)	50%(R12)
	「職場における男女の地位」が平等と感じる人の割合	25.7%(R6)	50%(R12)
	「学校教育の場における男女の地位」が平等と感じる人の割合	43.1%(R6)	60%(R12)
	「家庭における男女の地位」が平等と感じる人の割合	33.2%(R6)	60%(R12)
	共働き世帯の夫の家事関連時間(1日あたり)※	36分(R3)	56分(R8)

※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所